

施策3－1 災害に強いまちづくり

1 事業の進捗状況

★は政策推進プランに掲げる目標値等

●防災・危機管理体制の強化

熊本地震を踏まえた防災計画の見直し（その1）発災直後に必要な備蓄品の確保

★公的備蓄食料を拡充 H28n：約3万7,500食 → H29n～：約27万食

- ・「備蓄促進ウィーク（9/1～9/7）」に市民、企業の備蓄を促進するキャンペーン等を実施

熊本地震を踏まえた防災計画の見直し（その2）救援物資の迅速かつ円滑な受配達

★物流事業者や関係機関との共働による救援物資受配達訓練を実施 H30n：1回 → R1n：中止*

※関係機関による災害対応のため

熊本地震を踏まえた防災計画の見直し（その3）災害対策本部体制の機能強化

★地域防災計画「震災対策編」の見直し（完了）

★業務継続計画（BCP）の見直し

- ・ICTの活用による災害対応の迅速化・効率化を図るため、災害対応支援システムを再構築（完了）

熊本地震を踏まえた防災計画の見直し（その4）受援計画・支援計画の策定

★受援計画、支援計画の策定（完了）

●地域防災力の強化

避難行動要支援者名簿の活用促進

- ・避難行動要支援者名簿の避難支援等関係者への提供
- ・出前講座において、避難行動要支援者支援制度の周知

自主防災活動の促進

- ・マンション等の防災力アップ事業開始
 - ・「避難生活ハンドブック」の作成、配布
 - ・将来の地域防災の担い手づくりのため、学校における防災教育の支援として教職員向け研修会を実施
- ★地域における自主防災組織等の訓練回数 H30n：438回 → R1n：470回

避難所運営体制の強化

★各区で避難所運営ワークショップを開催 H30n：4区4校区 → R1n：7区8校区

- ・避難所運営支援のエキスパート「避難所サポートチーム・福岡」の養成講座、フォローアップ研修会を開催

●消防・救急体制の充実・強化

消防基盤等の整備による消防・救急体制の強化

★新出張所の基本設計完了

増加する救急需要への対応

- ・都心部を中心とした救急需要に対応するため、中央消防署平尾出張所に救急隊を2隊配置

市民の防火・防災・減災力向上等に向けた取組み

- ・「災害に強い地域づくり講座」実施件数 H30n：726件(148校区・地区) → R1n：711件(151校区・地区)

夜間や休日の救急医療体制の強化

- ・一般医療機関の診療時間外に急患診療センター・急患診療所を開設し、初期救急患者を受入れ

●災害に強い都市基盤整備

住宅等の耐震化に関する支援や啓発

- ・「福岡市耐震改修促進計画」に基づき、耐震化に関する支援や啓発を実施

災害対策の拠点となる区庁舎の耐震化

- ・耐震対策が必要な博多区庁舎の建替えのため、設計に着手

放置空家の倒壊等被害の防止

- ・法や条例に基づく指導等や、空家の実態調査（H29n～R1n）などにより放置空家対策を推進

上下水道施設の耐震化

- ・水道重要土木構造物のうち多々良浄水場沈でん池（3池/4池）の耐震化を完了
- ・水道耐震ネットワーク工事完了施設 H30n : 182箇所 → R1n : 208箇所（見込み）
- ・下水道施設の耐震化進捗状況 管渠 H30n : 91.6km → R1n : 94.0km（見込み）
ポンプ場 H30n : 23箇所 → R1n : 23箇所（見込み）
水処理センター H30n : 4箇所 → R1n : 5箇所（見込み）

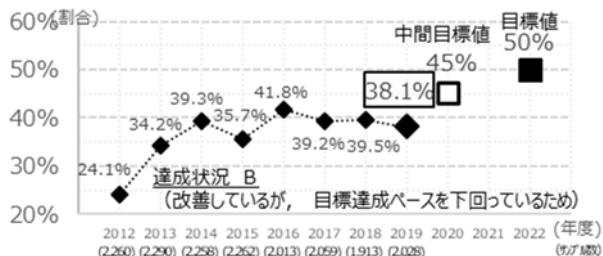
緊急輸送道路の整備（拡幅、橋梁の耐震補強）と無電柱化の推進

- ・道路橋の耐震対策 H30n : 10橋/11橋 → R1n : 10橋/11橋（見込み）
- ・都市計画道路の整備率 H30n : 83.9% → R1n : 84.1%（見込み）
- ・無電柱化計画に基づく無電柱化整備延長 H30n : 146.9km → R1n : 148.4km（見込み）

2 成果指標等

①地域の防災対策への評価

（住んでいる地域の防災対策が充実している
と感じる市民の割合）



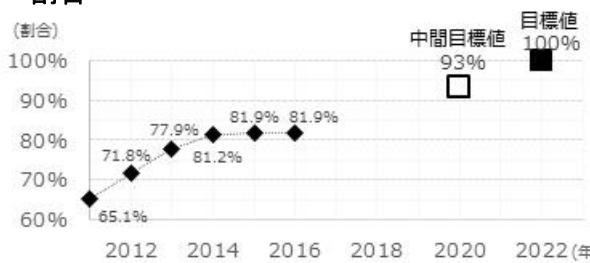
出典：福岡市総務企画局「基本計画の成果指標に関する意識調査」

②自主防災活動への参加率



出典：福岡市総務企画局「基本計画の成果指標に関する意識調査」

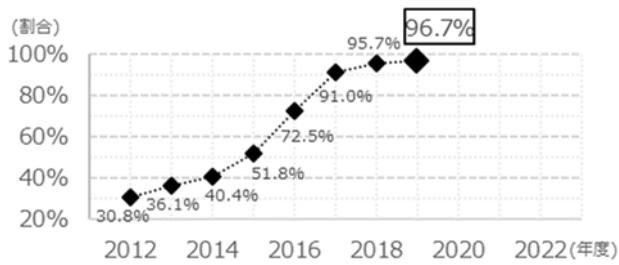
③災害時要援護者情報が活用されている地域の割合



出典：福岡市市民局調べ

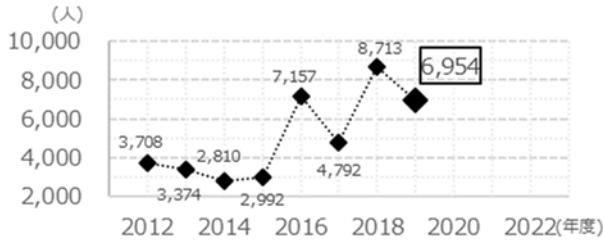
災害対策基本法の改正により、「災害時要援護者台帳」から「避難行動要支援者名簿」に変更となった。本市においても2017年度から「避難行動要支援者名簿」の地域への貸与を開始。地域による名簿の活用は要支援者名簿と同等の情報を独自に把握している地域を除き100%となっている。

④避難場所標識の多言語化整備率 [補完指標]



出典：福岡市市民局調べ

⑤防災・減災に関する出前講座参加者数 [補完指標]



出典：福岡市市民局調べ

＜指標の分析＞

災害時に配慮を要する者に対する取組み（指標③、④）や防災知識の普及を図る取組み（指標⑤）は、順調に進んでいる。一方で、近年、全国的に大規模災害が続いているため、これらの取組みの進捗が市民意識に反映されていない部分があると考えられる（指標①、②）。

3 事業の進捗状況、成果指標等を踏まえた「施策の評価」

◎：順調

[参考]前年度

◎：順調

4 事業の進捗状況・課題・今後の方向性

●防災・危機管理体制の強化

熊本地震を踏まえた防災計画の見直し（その1）発災直後に必要な備蓄品の確保

進捗	<ul style="list-style-type: none"> 大規模災害に備えて、食料（水、パン、味つきご飯）27万食（想定避難者数の3食・3日分）及び生活必需品、資機材の備蓄を拡充した。 *H28n：約3万7,500食 → H29n～：約27万食 H29nに創設した「備蓄促進ウィーク（9/1～9/7）」期間中に、楽しみながら防災を学ぶイベント「防災キャンプ」（9/1）や備蓄促進キャンペーンを実施し、市民、企業の備蓄促進に取り組んだ。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 想定避難者数及び在宅避難者数に基づく公的備蓄は整備したが、市民や企業の備蓄意識の向上を図る必要がある。
今後	<ul style="list-style-type: none"> 備蓄促進ウィークや、市民防災の日などの機会を捉え市民、企業の備蓄促進を図る。

熊本地震を踏まえた防災計画の見直し（その2）救援物資の迅速かつ円滑な受配達

進捗	<ul style="list-style-type: none"> 必要な救援物資を必要とされる場所に適時、円滑に届けるための体制を整備。 物流事業者や関係機関との共働による救援物資受配達訓練を実施。H29～年1回実施（R1nは豪雨災害により中止） 物流事業者等からの意見を踏まえた、災害時に実効性のある救援物資受配達にかかるマニュアルを作成。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 訓練を通じて、各関係機関が連携し、救援物資の受配達が円滑に行われるようとする必要がある。
今後	<ul style="list-style-type: none"> 救援物資受配達訓練を定期的に行う。 必要に応じてマニュアルを見直す。

熊本地震を踏まえた防災計画の見直し（その3）災害対策本部体制の機能強化

進捗	<ul style="list-style-type: none"> 平成28年熊本地震を踏まえ、地域防災計画（震災対策編）を見直した。（H30.4完成） 実効性のあるBCP策定に向け、集約した庁内意見等を基に、検討を進めた。 災害発生状況を迅速かつ的確に把握する情報収集機能の強化や、緊急情報を複数配信ツールへ一括配信する情報配信機能の導入など「災害対応支援システム」を再構築し、運用を開始するとともに職員研修を実施した。 災害対策本部総括部要員の対応能力の向上を図るため、初動態勢マニュアルを作成し、これに基づく災害対応訓練を実施した。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 大規模災害時に即時対応できるよう職員の更なる災害対応力の向上が必要。 災害対策本部体制の役割や担当する業務の明確化が必要。 災害発生時に即応するため、システム操作の習熟を図る必要がある。
今後	<ul style="list-style-type: none"> 本部マニュアルについて適宜改訂を行うとともに、マニュアルに基づき継続して各種訓練を実施する。 機能別チームの研修及び訓練を行い、体制強化を図る。 迅速かつ円滑に運用できる体制の確立を図るため、職員研修を継続して行う。

熊本地震を踏まえた防災計画の見直し（その4）受援計画・支援計画の策定

進捗	<ul style="list-style-type: none"> 熊本地震の被災地支援を踏まえ受援計画・支援計画の策定を進めた。（H30.4完成）
課題	<ul style="list-style-type: none"> 大規模災害時に即時対応できるよう職員の更なる災害対応力の向上が必要。
今後	<ul style="list-style-type: none"> 受援及び支援にかかるマニュアルを作成するとともに、訓練等を通じて実効性のあるものとする。

●地域防災力の強化

避難行動要支援者名簿の活用促進

進捗	<ul style="list-style-type: none"> ・避難支援等関係者（自治協議会・社会福祉協議会・民生委員・児童委員）向けの「避難行動要支援者支援ハンドブック」を配布するとともに、防災に関する出前講座により、避難行動要支援者支援制度の周知を図った。 ＊出前講座実施回数・参加人数 H30n：8回・784人 → R1n：10回・400人 ・避難行動要支援者名簿を作成し、本人の同意が得られた分は、避難支援等関係者に名簿を提供した。 ・R1.8 の大雨の際、避難支援等関係者による避難支援等が実施された地域もあった。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・避難支援等関係者への情報提供に同意するか否かの意向確認の回答率の向上が必要。 ・避難行動要支援者名簿を活用した防災訓練等、避難支援等関係者による平時からの取組みが必要。 ・避難支援等関係者による避難行動要支援者の個別計画策定が必要。
今後	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者支援制度の周知を行う。 ・避難支援等関係者の取組みの支援を行う。

自主防災活動の促進

進捗	<ul style="list-style-type: none"> ・共同住宅居住者の防災力を向上するため、「マンション防災・減災マニュアル」を活用した出前講座を実施した。 ・地域や企業の防災力向上のため、各種ハザードマップ等を活用し、出前講座を実施した。 ＊出前講座実施回数・参加人数 R1n：138回・6,954人 ・「避難生活ハンドブック」を作成、市役所及び区役所で配布するとともに、市ホームページへの掲載並びに電子書籍による配信（無料）を行った。 ・自主防災組織が実施する防災訓練や啓発活動で必要とする防災資機材の現物支給のほか、活動について支援や助言を行った。 ＊地域における自主防災組織の訓練回数 H30n：438回 → R1n：470回 ・将来の地域防災の担い手づくりのため、防災教育を担う教員を対象とした防災研修会を実施した。 ＊R1n：128校（小学校86校、中学校41校、特別支援学校1校）・132名参加
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての住宅に占める共同住宅の割合が約8割という本市の住宅特性を踏まえると、大規模災害発生時には共同住宅の居住者同士による「共助」の取組みが重要であり、平時から共同住宅における災害対応体制づくりが必要。 ・将来の地域防災の担い手づくりは、教育委員会と連携するとともに、児童生徒が地域と連携する取組みが必要。
今後	<ul style="list-style-type: none"> ・マンション管理組合等に向けた出前講座を行う。 ・区役所や消防署と連携し、自主防災組織の活動を支援する。 ・教育委員会と連携し、教員を対象とした講演会や防災教材、児童生徒が地域と連携した取組事例の紹介等を行う。

避難所運営体制の強化	
進捗	<ul style="list-style-type: none"> ・地域、施設管理者、行政が一体となって避難所運営を学ぶ避難所運営ワークショップを実施した。 *H30n：4区4校区 → R1n：7区8校区 ・H29nから、避難所運営支援のエキスパート「避難所サポートチーム・福岡」の養成に取り組んでおり、R1nからは養成後のフォローアップ研修も行っている。 *H29n：45名修了 → H30n：35名修了 → R1n：14名修了 合計94名
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害発生時は、住民同士による「共助」の取組みが重要であり、地域コミュニティが避難所の開設・運営などを自ら行える体制づくりが必要。 ・「避難所サポートチーム・福岡」養成後も、必要な研修や訓練を行いスキル維持に努めていく必要がある。
今後	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、避難所運営ワークショップを各校区で実施していく。 ・「避難所サポートチーム・福岡」修了者94名を対象にフォローアップ研修等を実施する。

●消防・救急体制の充実・強化

消防基盤等の整備による消防・救急体制の強化	
進捗	<ul style="list-style-type: none"> ・中央区における消防署所の再編整備事業については、H30.4に新中央消防署の供用を開始し、R1nは福岡市計量検査所跡地への新出張所整備のための基本設計を実施した。 ・H31.4から機動救助隊を16名から22名体制に増員し、土砂災害に対応する重機の運用を担わせるなど大規模災害や特殊災害等に対する救助体制を強化した。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・市内における各種災害や大規模国際イベント等で発生が懸念される特殊災害等に備えるため、消防力の更なる強化を図るとともに、近年多発する大規模自然災害等の経験を踏まえ、受援体制、更には他都市への応援体制の強化を図る必要がある。
今後	<ul style="list-style-type: none"> ・機動救助隊に新たに配置した「高機能救命ボート」を活用し、豪雨等による大規模な浸水被害等に対する救助体制の強化を図る。 ・福岡市計量検査所跡地への新出張所整備のための実施設計を行う。 ・今後も消防需要の動向等を踏まえ、消防基盤等の整備を推進し、本市における消防・救急体制の強化を図る。

増加する救急需要への対応

進捗	<ul style="list-style-type: none"> 都心部を中心とした救急需要に的確に対応するためR1nは、中央消防署平尾出張所に救急隊を増隊し、救急隊2隊体制とした。 救急車の適正利用を推進するため、「福岡県救急医療電話相談事業（#7119）」の広報を実施した。 ＊市内からの相談件数（うち119番案内件数）R1n：23,875件（6,190件） 高齢者施設における転倒予防や救急車の適正利用などの内容を掲載した「救急ガイドブック（高齢者施設編）」を活用し、施設職員に対する救命講習会を実施した。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者の増加等に伴い、救急需要は年々増加していることから、更に救急需要への対応を強化する必要がある。 <ul style="list-style-type: none"> *救急出動件数 H30：80,727件 → R1：81,447件（11年連続過去最高更新） *救急搬送者に占める高齢者（65歳以上）の割合 H30：52.9% → R1：53.0%（20年連続過去最高更新）
今後	<ul style="list-style-type: none"> R2nは、都心部を中心とした救急需要に的確に対応するため、博多消防署に救急隊を増隊する。 救急車の適正利用を推進するため、「福岡県救急医療電話相談事業（#7119）」を推進するとともに、救命講習やマスメディアを通して広く市民に呼びかける。 高齢者への予防救急の啓発をはじめ、高齢者施設等の職員を対象に「救急ガイドブック（高齢者施設編）」を活用した救命講習会」を実施するなど、高齢者の救急需要対策を推進する。

市民の防火・防災・減災力向上等に向けた取組み

進捗	<ul style="list-style-type: none"> 自主防災組織等へ「災害に強い地域づくり講座」を実施する。 ＊H30n：726件（148校区・地区実施）→ R1n：711件（151校区・地区実施） 火災予防の普及啓発に努め、定期的に報道機関への情報提供を行い、様々な広報媒体を通して情報を発信。 ＊マスメディアによる広報 H30n：32回 → R1n：41回
課題	<ul style="list-style-type: none"> 高齢化や地域コミュニティの希薄化が進む中、市民一人ひとりや地域全体の防火・防災・減災力を高め、災害に強い地域づくりを推進していく必要がある。
今後	<ul style="list-style-type: none"> 消防団、事業所等と連携し、自主防災組織が行う防火・防災訓練等を積極的に支援するなど、防火・防災・減災力の向上を図る。 様々な広報媒体の活用や火災予防運動・各種イベント開催時などあらゆる機会を捉えた広報活動を推進し、市民の防火・防災・減災意識の高揚を図る。

夜間や休日の救急医療体制の強化

進捗	<ul style="list-style-type: none"> 平日夜間や日祝日など、一般医療機関の診療時間外に市立急患診療センター及び急患診療所を開設し、初期救急患者の受入れを実施。 ＊受入患者数 H30n：70,187人 → R1n：67,348人
課題	<ul style="list-style-type: none"> 内科・小児科併科医師の不足により、H28nから小児科急患診療体制の集約を図ったが、今後も同併科医師の高齢化により医師の確保に支障をきたす恐れがある。 インフルエンザ流行時や年末年始などの連休時に患者が急増し、待ち時間が長時間となる場合がある。
今後	<ul style="list-style-type: none"> 不要不急の受診者を減らすため、救急医療に関する広報・啓発の充実に取り組む。 医療の質を確保し、安全安心な医療を提供するため、関係機関と協議し、休日、夜間等における診療体制を確保する。 待ち時間の短縮につながるシステムや医療・検査機器の導入を行う。

●災害に強い都市基盤整備

住宅等の耐震化に関する支援や啓発

進捗	<ul style="list-style-type: none"> 「福岡市耐震改修促進計画」に基づき、住宅、民間特定建築物の耐震化に関する支援や啓発を実施。 「福岡市耐震改修促進計画」をH29.7に改定。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 耐震改修促進法の改正施行(H25.11)により、耐震診断が義務化された要緊急安全確認大規模建築物の耐震化を促進していく必要がある。 災害時の避難や輸送のため、緊急輸送道路の沿道にある一定の高さを超える建築物（通行障害建築物）についても、耐震化を促進していく必要がある。
今後	<ul style="list-style-type: none"> 本市の耐震改修促進計画の目標である、住宅、民間特定建築物の耐震化率95%を目指し、より一層の普及啓発に努めるとともに、さらなる耐震化促進と人命確保の観点から、より効果的な施策について検討していく。また、民間特定建築物のうち要緊急安全確認大規模建築物については、建物所有者に対して耐震改修工事費補助制度の活用を促していく。 耐震化の指導の対象となる通行障害建築物については、所有者へのヒアリング等により、道路の指定について周知するとともに、耐震化の状況に関する精査を行い、必要に応じて耐震診断や耐震改修の実施を促していく。

災害対策の拠点となる区庁舎の耐震化

進捗	<ul style="list-style-type: none"> 耐震対策が必要な博多区庁舎の建替えに向け、新庁舎の整備等を行う事業者を選定し、設計に着手。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 耐震対策のため、早期の建替え完了が必要である。
今後	<ul style="list-style-type: none"> 新庁舎のR4nの開庁をめざし整備をすすめる。

放置空家の倒壊等被害の防止

進捗	<ul style="list-style-type: none"> 「廃屋対策連絡会議」を設立(H20.1)、関係局区の役割分担や情報共有化のルールを定めた「廃屋に対する指導指針」に沿い、連携して放置空家対策を行うこととしている。 「空家等対策の推進に関する特別措置法」(H27.5施行)及び「空家等の適切な管理に関する条例」(H29.4施行)に基づき、放置空家の所有者等に対し適切な管理のために必要な措置をとるよう助言又は指導を実施。 本市における空家等の戸数や老朽危険度を把握するためにH29n～R1nで実態調査を実施しており、R1nは早良区・西区の調査を行った。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 建物所有者の死亡や遠隔地への転居などにより、放置空家となっている場合が多く、解体費の工面や固定資産税の増加といった経済的な負担増などを理由に、所有者等の理解・協力が得られず解決が長引いているものも多い。
今後	<ul style="list-style-type: none"> 法律や条例に基づき、空家の実態調査の結果なども踏まえ、放置空家対策を推進していく。

上下水道施設の耐震化

進捗	<ul style="list-style-type: none"> 水道施設のうち配水池や沈でん池などの重要な土木構造物について、R1nは、多々良浄水場沈でん池の耐震化を進めた。(耐震診断の結果、耐震対策が必要と判断された23施設のうち、H29nまでに22施設の耐震化を完了。多々良浄水場沈でん池(4池)についてH29nからR2nにかけて耐震化を実施) 「福岡市地域防災計画」に指定された避難所や救急告示病院などへの給水ルート(配水管)を優先的に耐震化する「耐震ネットワーク工事」については、R1nは、26箇所の工事を着手。 <ul style="list-style-type: none"> *水道耐震ネットワーク工事完了施設 H30n: 182箇所 → R1n: 208箇所(見込み) (対象施設 256箇所) 「福岡市公共施設の耐震対策計画」等に基づき、下水道施設の耐震化を実施。 *R1n末の耐震化進捗状況(見込み)(目標値は「福岡市下水道経営計画2020」による) <table border="0"> <tr> <td>管渠</td> <td>H30n: 91.6km → R1n: 94.0km (R2n末目標: 69km, 進捗率 136%)</td> </tr> <tr> <td>ポンプ場</td> <td>H30n: 23箇所 → R1n: 23箇所 (R2n末目標: 23箇所, 進捗率 100%)</td> </tr> <tr> <td>水処理センター</td> <td>H30n: 4箇所 → R1n: 5箇所 (R2n末目標: 5箇所, 進捗率 100%)</td> </tr> </table> 	管渠	H30n: 91.6km → R1n: 94.0km (R2n末目標: 69km, 進捗率 136%)	ポンプ場	H30n: 23箇所 → R1n: 23箇所 (R2n末目標: 23箇所, 進捗率 100%)	水処理センター	H30n: 4箇所 → R1n: 5箇所 (R2n末目標: 5箇所, 進捗率 100%)
管渠	H30n: 91.6km → R1n: 94.0km (R2n末目標: 69km, 進捗率 136%)						
ポンプ場	H30n: 23箇所 → R1n: 23箇所 (R2n末目標: 23箇所, 進捗率 100%)						
水処理センター	H30n: 4箇所 → R1n: 5箇所 (R2n末目標: 5箇所, 進捗率 100%)						
課題	<ul style="list-style-type: none"> 災害発生時の市民生活への影響を最小限にとどめるため、重要な土木構造物等については、耐震化の早期完了など、耐震化を計画的に進めていく必要がある。 震災直後でも避難所や救急告示病院などの施設において必要な水の確保ができるようになるため、施設への給水ルート(配水管)については計画的に耐震化を進めていく必要がある。 下水道施設は、対象とする施設が膨大であり、耐震化には多大な費用と時間が必要であることから、優先度を見極めながら、引き続き耐震化に取り組んでいく必要がある。 						
今後	<ul style="list-style-type: none"> 重要な土木構造物の耐震化については、R2nまでに多々良浄水場沈でん池(4池)を完了させ、全ての重要な土木構造物を耐震化する。 耐震ネットワーク工事については、R6nまでに対象施設256箇所全ての工事を完了させる。 直下型地震への備えとして、下水道施設の耐震化を引き続き進めるとともに、地震により下水道施設が被災した場合を想定し、バックアップ機能が確保できるよう、ネットワーク化等を検討していく。 						

緊急輸送道路の整備(拡幅、橋梁の耐震補強)と無電柱化の推進

進捗	<ul style="list-style-type: none"> 地震発生時の緊急輸送道路を確保、電柱の倒壊等による被害防止のため、道路橋の耐震対策、都市計画道路の整備、無電柱化の整備を推進。 <ul style="list-style-type: none"> *道路橋の耐震対策 H30n: 10橋/11橋 → R1n: 10橋/11橋(見込み) *都市計画道路の整備率 H30n: 83.9% → R1n: 84.1%(見込み) *無電柱化計画に基づく無電柱化整備延長 H30n: 146.9km → R1n: 148.4km(見込み)
課題	<ul style="list-style-type: none"> 無電柱化の整備にあたっては、路線によって、電線管理者の合意が得られない場合や地上機器の設置場所の確保が困難な場合がある。
今後	<ul style="list-style-type: none"> 無電柱化については、国の無電柱化推進に向けた取組みなどを踏まえ、関係者との協議・調整を図り、整備を推進する。

施策3－2 安全で快適な生活基盤の整備

1 事業の進捗状況

★は政策推進プランに掲げる目標値等

● 安全で快適な道路環境づくり

身近な生活道路の改善

- 通学路の歩車分離率（市管理の国道・県道・市道）H30n : 70.9% → R1n : 71.9% (見込み)

道路のバリアフリー化（歩道のフラット化） <再掲1－1>

- 生活関連経路のバリアフリー化率（市管理の国道・県道・市道）H30n : 87.5% → R1n : 89.4% (見込み)

自転車通行空間の整備 <再掲3－4>

- 自転車通行空間の整備 H30n : 94.6km → R1n : 115.9km (見込み)

九州大学移転関連道路の整備 <再掲8－2>

- 学園通線の整備（R1n：国道202号との取付部整備）

西鉄天神大牟田線連続立体交差事業（雑餉隈駅付近）

★R4.8 の高架切替に向け、高架橋工事、麦野跨線橋撤去工事等を実施

●総合治水対策の推進

浸水対策の推進（都心部の浸水対策等）

★雨水整備Do プラン重点地区（55地区）整備状況 H30n : 54地区 → R1n : 55地区

★R1n 雨水整備レインボープラン天神 進捗状況：第2期事業実施

雨水流出抑制等の推進

- 福岡市雨水流出抑制指針に基づき、各施設管理者による浸透・貯留施設整備を実施

河川改修と水辺環境の保全

- 都市基盤河川改修率 H30n : 72.0% → R1n : 73.2% (見込み)
- 準用河川改修率 H30n : 72.7% → R1n : 72.7% (見込み)

●施設の計画的・効率的な維持管理の推進(アセットマネジメント)

道路・橋梁のアセットマネジメント

- 道路・橋梁の修繕の進捗状況

幹線道路	<u>H30n : 約19km → R1n : 約22km (見込み)</u>
生活道路	<u>H30n : 1,185箇所 → R1n : 1,345箇所 (見込み)</u>
橋梁	<u>H30n : 163橋 → R1n : 174橋</u>

下水道・河川施設のアセットマネジメント

- 下水道施設の改築更新の進捗状況

管渠	<u>H30n : 61km → R1n : 92km (見込み)</u>
ポンプ場	<u>H30n : 26箇所 → R1n : 40箇所 (見込み)</u>
水処理センター	<u>H30n : 5箇所 → R1n : 5箇所 (見込み)</u>

港湾施設のアセットマネジメント

- 港湾施設の維持管理計画（個別施設計画）策定率 H30n : 84.6% → R1n : 100%

区役所・市民センター等のアセットマネジメント

- アセットマネジメント基本方針及び長期保全計画に基づき、施設の改修・修繕を実施

公園のアセットマネジメント

- ・アセットマネジメント基本方針及び公園施設長寿命化計画に基づき、施設の改修・修繕を実施

市営住宅のアセットマネジメント

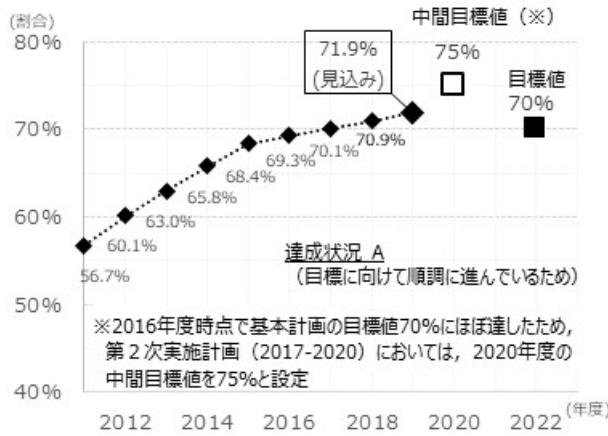
- ・市営住宅の耐震化率 H30n : 97.9% → R1n : 98.3%

学校施設のアセットマネジメント

- ・大規模改造工事（14校）、外壁改修工事（9校）、便所改造工事（25校）を実施

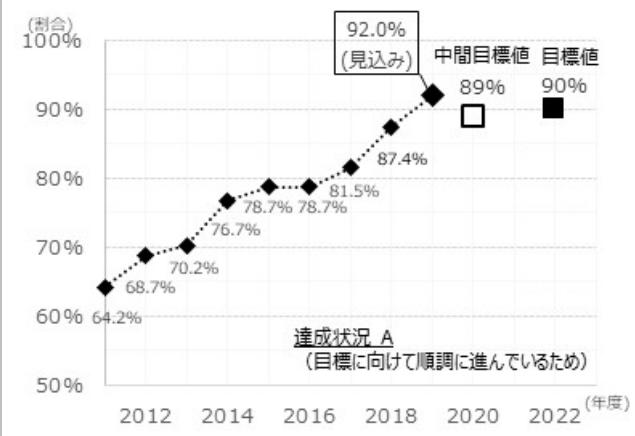
2 成果指標等

①通学路における安全な歩行空間の確保度（歩車分離率）



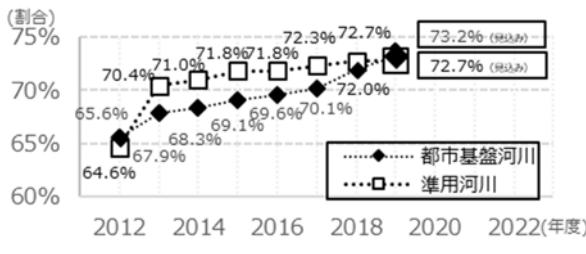
出典：福岡市道路下水道局調べ

②下水道による浸水対策の達成率



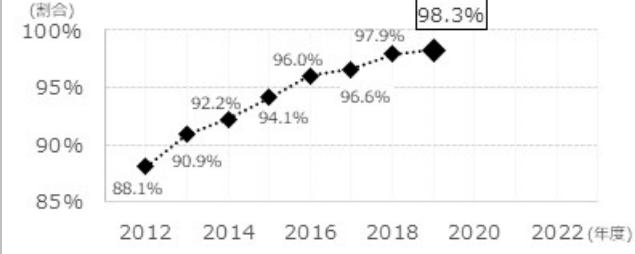
出典：福岡市道路下水道局調べ

③都市基盤河川・準用河川改修率【補完指標】



出典：福岡市道路下水道局調べ

④市営住宅の耐震化率【補完指標】



出典：福岡市住宅都市局調べ

<指標の分析>

指標①については、基本計画での2022年度の目標値に達したことから、第2次実施計画中間目標値を高く設定しており、今後は、中間目標値に向け事業を進める。

指標②については、目標値に向かって着実に上昇している。

(現在、2022年度の目標値を達成するための対策工事について、既に着手済みであり、これらの工事の完了により2022年度までに目標値を達成する見込みである。)

指標③については、着実に進捗しており、都市基盤河川の水崎川は2021年度に完了予定、準用河川の片江川は2019年度に完了した。

指標④については、耐震化率を2020年度末までに100%にすることを目標としており、残り4棟（2019年度末時点）の耐震改修等を推進する。

3 事業の進捗状況、成果指標等を踏まえた「施策の評価」

◎：順調

[参考]前年度

◎：順調

4 事業の進捗状況・課題・今後の方向性

●安全で快適な道路環境づくり

身近な生活道路の改善

進捗	<ul style="list-style-type: none"> 「福岡市道路整備アクションプラン2020」の策定 (H29.6) <ul style="list-style-type: none"> *通学路の歩車分離率（市管理の国道・県道・市道） H30n : 70.9% → R1n : 71.9%（見込み）【目標R2n : 75%】 狭あい道路の占める割合 H29n : 18.2% → H30n : 18.2%
課題	<ul style="list-style-type: none"> 市民に身近な生活道路の改善や通学路の安全対策、さらに、道路メンテナンスや老朽化対策、防災・減災対策など安全で快適な道づくりの重要性、必要性は一層増大している。 大都市の人口10万人当たりの交通事故発生件数がワースト4位 (H30n : 557件)、自動車1万台当たりの交通事故発生件数がワースト3位 (H30n : 115件)。 狭あい道路拡幅整備事業は、買収によらないことから所有者の協力が必要である。
今後	<ul style="list-style-type: none"> 狭あい道路拡幅整備事業においては、所有者の協力が得られるよう、補助制度の周知を図るとともに、効果的な事業進捗を図る。

道路のバリアフリー化（歩道のフラット化）<再掲1－1>

進捗	<ul style="list-style-type: none"> 「福岡市道路整備アクションプラン2020」の策定 (H29.6) <ul style="list-style-type: none"> *生活関連経路のバリアフリー化率（市管理の国道・県道・市道） H30n : 87.5% → R1n : 89.4%（見込み）【目標R2n : 98%】 歩道の新設・拡幅、既存歩道の段差解消や勾配の改善、視覚障がい者誘導用ブロックの整備等を実施。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 生活関連経路以外の道路のバリアフリー化のニーズも多い。
今後	<ul style="list-style-type: none"> 福岡市バリアフリー基本計画に基づき、生活関連経路に位置づけられている道路のバリアフリー化を優先的に進めるとともに、それ以外の箇所においても、歩道のフラット化などユニバーサルデザインに基づいた道路整備を推進する。

自転車通行空間の整備 <再掲3－4>

進捗	<ul style="list-style-type: none"> 福岡市自転車通行空間ネットワーク整備計画 (H26.3 策定) 自転車通行空間の整備推進 <ul style="list-style-type: none"> *整備延長 H30n : 94.6km → R1n : 115.9km（見込み） うち、車道部における整備延長 H30n : 26.0km → R1n : 47.4km（見込み）
課題	<ul style="list-style-type: none"> 都心部については、歩行者や自転車の交通量が多く、限られた道路空間の中で自転車通行空間の確保が困難であり、錯綜する自転車利用者と歩行者の安全性の確保が課題。
今後	<ul style="list-style-type: none"> 「福岡市自転車通行空間ネットワーク整備計画 (H26.3 策定)」に基づき、自転車通行空間の整備を推進し、自転車利用者と歩行者の安全性を確保する。(H25n～R4nの10カ年で、約100kmの整備を予定)

九州大学移転関連道路の整備 <再掲8－2>

進捗	<ul style="list-style-type: none"> 学園通線の整備を推進した。 *R1n : 国道202号との取付部整備
課題	<ul style="list-style-type: none"> 特になし。
今後	<ul style="list-style-type: none"> 学園通線の全区間歩道部供用に向けて、事業を推進。

西鉄天神大牟田線連続立体交差事業（雑餉隈駅付近）

進捗	・R4.8の高架切替に向け、高架橋工事、麦野跨線橋撤去工事等を実施。
課題	・県事業区間の遅延の影響を受け、市も事業期間を遅延せざるを得ず、その影響を最小限とする必要がある。
今後	・県に対して、1日も早い同時高架切替を引き続き要請。 ・市事業区間の高架切替までに必要な工事については、当初計画どおり実施。 ・その他、側道整備などについて、工事の前倒しなど整備計画の見直しを検討。

●総合治水対策の推進

浸水対策の推進（都心部の浸水対策等）

進捗	<ul style="list-style-type: none"> 重点地区を定め雨水対策を行う「雨水整備D o プラン」や、天神周辺地区の雨水対策を強化した「雨水整備レインボープラン天神」（第1期事業）に基づき、雨水幹線やポンプ場の整備を推進するとともに、都心部である天神周辺地区については、分流化と連携した整備を実施。 <ul style="list-style-type: none"> *雨水整備D o プラン重点地区整備進捗状況 H30n：54地区／55地区 進捗率98% → R1n：55地区／55地区 進捗率100% *雨水整備レインボープラン天神（第2期事業）進捗状況 R1n：第2期事業実施（R1～）※H30n 第1期事業 完了 *天神周辺地区における合流式下水道の分流化進捗状況 H30n：61ha／78ha（R2n目標）進捗率78% → R1n：65ha／78ha（R2n目標）進捗率83%（見込み）
課題	<ul style="list-style-type: none"> 近年、雨の降り方が、集中化・激甚化しており、浸水被害のリスクが増大している。
今後	<ul style="list-style-type: none"> 「雨水整備D o プラン」及び「雨水整備レインボープラン」（第1期事業）に基づき、重点地区の主要施設整備が完了。R1n以降も浸水に対する安全度の向上に向けて「雨水整備D o プラン2026」及び「雨水整備レインボープラン天神」（第2期事業）に基づき、引き続き浸水対策に取り組んでいく。

雨水流出抑制等の推進

進捗	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設における雨水流出抑制対策を推進するため、「福岡市雨水流出抑制指針」に基づき、道路における透水性舗装や、浸透側溝の整備を行うとともに、公園や学校などの新設や再整備に併せ、各施設管理者による浸透・貯留施設整備を実施。 雨水貯留施設整備事業（不動ヶ浦池）を推進。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 近年、雨の降り方が、集中化・激甚化しており、浸水被害のリスクが増大している。 都市化の進展によって、河川流域における雨水を保水・浸透する機能が低下している。
今後	<ul style="list-style-type: none"> 浸水安全度の更なる向上を図るため、引き続き、市所管の公共施設における、雨水流出抑制施設の導入を推進していく。 雨水流出抑制により河川に対する洪水負担の軽減を図ることを目的として、かんがい用途のなくなった農業用ため池を治水池に転用し、洪水調節機能を持たせるための雨水貯留施設整備を推進。

河川改修と水辺環境の保全	
進捗	<ul style="list-style-type: none"> ・都市基盤河川改修事業（周船寺川、水崎川、金屑川）を推進。 ＊河川改修率 H30n : 72.0% → R1n : 73.2%（見込み） ・準用河川改修事業（片江川、香椎川）を推進。 ＊河川改修率 H30n : 72.7% → R1n : 72.7%（見込み） ・局地的・集中的な豪雨からの被害軽減に向け、局所洗掘対策などを実施（大谷川）。 ・多自然川づくりによる多様な生き物の生息環境の保全（周船寺川、水崎川）。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・過去に水害が発生するなど、治水安全度の低い河川の早期改修が望まれている。 ・治水と経済効率性を重視した河川改修を進めたことから、自然への配慮が乏しい河川が見受けられる。
今後	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の生命と財産を守るうえで重要な河川改修を進めるとともに、多様な生物の生息環境などの保全を図る。

●施設の計画的・効率的な維持管理の推進(アセットマネジメント)

道路・橋梁のアセットマネジメント	
進捗	<ul style="list-style-type: none"> ・幹線道路のアセットマネジメント基本方針を策定し、H25n から本格的に幹線道路の舗装修繕事業に着手。R1n で約 22km を完了。（見込み） ・生活道路のアセットマネジメント基本方針を策定し、H26n から本格的に生活道路の修繕に着手。R1n で 1,345 箇所を完了。（見込み） ・橋梁の長寿命化修繕計画に基づき、H22n から計画的な修繕に着手。R1n で 174 橋を完了。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・橋梁：全体約 2,000 橋のうち約 10%が建設後 50 年を経過（H30.4.1 時点）。20 年後には、全体の約 80%が 50 年を経過するため、老朽化の進行に伴い、計画的な修繕を行う必要がある。
今後	<ul style="list-style-type: none"> ・各道路施設のアセットマネジメント事業を推進していくとともに、老朽化が進むその他各種施設についても、アセットマネジメント維持管理手法を導入し、コスト縮減と予算の平準化を行いながら、計画的かつ効率的な道路施設の維持管理に努めて行く。 なお、橋梁の長寿命化については、定期点検の結果(H26n～H30n)を基に、R2n より新たな「福岡市橋梁長寿命化修繕計画(R2n～R6n)」に基づき計画的な修繕に取り組んでいく。

下水道・河川施設のアセットマネジメント	
進捗	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道施設の適正な機能確保のため、「福岡市下水道管渠施設アセットマネジメント基本方針」や「福岡市下水道施設ストックマネジメント基本方針」等に基づき、管渠・ポンプ場・処理場の改築更新を計画的に実施。 ＊R1n の改築更新の進捗状況（見込み） (目標値は「福岡市下水道経営計画 2020」による) <ul style="list-style-type: none"> 管渠 92 km / 120 km (R2n 目標) 進捗率 77% ポンプ場 40 箇所 / 40 箇所 (R2n 目標) 進捗率 100% 水処理センター 5 箇所 / 5 箇所 (R2n 目標) 進捗率 100% ・福岡市河川施設アセットマネジメント基本方針に基づき、計画的な修繕・更新を実施。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道施設の多くが供用開始後 30 年以上を経過しており、老朽化した施設の増加に対し、適切な機能確保、事故の未然防止等を図ることが必要である。 ・今後、河川施設の老朽化により更新費用の増大が見込まれる。
今後	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道の役割を適切に果たし、市民の快適なくらしや経済活動を支え続けるために、引き続き、管渠・ポンプ場・水処理センターの計画的かつ効率的な改築更新を実施する。 ・定期的な点検により河川の状態を把握し、予防保全的な修繕・更新を行うことで、施設の延命化や投資費用の平準化を図る。

港湾施設のアセットマネジメント

進捗	<ul style="list-style-type: none"> 維持管理計画策定対象 589 施設のうち、 H30n迄 : 498 施設 (84.6%) の策定が完了 R1n迄 : 589 施設 (100%) の策定が完了
課題	<ul style="list-style-type: none"> 定期点検結果に基づく予防保全的な維持管理により施設の延命化を図るとともに、トータルコストを縮減、低利用施設のスクラップや利用転換など具体的に取組む必要がある。
今後	<ul style="list-style-type: none"> 維持管理計画書に基づき定期点検を実施するとともに、補修が必要な施設については計画的な補修、更新を実施する。 実施にあたっては、中長期投資計画を適切に見直し、限られた予算を効果的に執行する。 市費負担軽減のため、補助事業などを積極的に活用。

区役所・市民センター等のアセットマネジメント

進捗	<ul style="list-style-type: none"> アセットマネジメント基本方針及び長期保全計画に基づき、施設の改修・修繕を計画的に実施。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 施設の老朽化が進んでおり、かつ一斉に更新時期を迎えることから、施設の長寿命化を図り、計画的に改修・修繕を行う必要がある。
今後	<ul style="list-style-type: none"> アセットマネジメント基本方針及び長期保全計画に基づく施設の改修・修繕を計画的に実施するとともに、市民センターについては、施設の劣化状況を踏まえて、大規模修繕計画の見直しを図る。

公園のアセットマネジメント

進捗	<ul style="list-style-type: none"> 身近な公園において、アセットマネジメント基本方針及び公園施設長寿命化計画に基づき、遊具や照明灯等の更新を実施。 大規模公園において、アセットマネジメント基本方針及び公園施設長寿命化計画に基づき、東平尾公園等の施設改修等を実施。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 市内の公園の約半数は S40～50 年代に設置されており、これらの老朽化した施設や、地域ニーズと合致しない公園について、計画的な施設更新を図る必要がある。 大規模公園施設の老朽化に伴う大規模改修については、平準化を図りながら計画的に取り組む必要がある。
今後	<ul style="list-style-type: none"> 施設更新については、公園施設長寿命化計画に基づき計画的に実施していく。 大規模公園の施設については、引き続き、老朽化に伴う計画的な改修を進める。

市営住宅のアセットマネジメント

進捗	<ul style="list-style-type: none"> 市営住宅について、建替 7 住宅 801 戸、住戸改善 4 住宅 768 戸、耐震改修 3 住宅 435 戸等を実施。 ＊市営住宅の耐震化率 H30n : 97.9% → R1n : 98.3%
課題	<ul style="list-style-type: none"> 市営住宅については、S40～50 年代に大量供給されており、老朽化や設備水準の陳腐化が進行。
今後	<ul style="list-style-type: none"> 「市営住宅ストック総合活用計画」に基づき、平準化を図りつつ、市営住宅の効率的かつ的確な機能更新と維持保全を行う。

学校施設のアセットマネジメント	
進捗	・大規模改修工事（14 校）, 外壁改修工事（9 校）, 便所改修工事（25 校）を実施。
課題	・市立の 226 学校（うち 1 校は休校中）の多くは S40～50 年代に整備され, 全体の約 8 割が築 30 年を経過（R1n 末）し, 大規模改修などの改修未実施校が累積している。
今後	・「学校施設長寿命化計画」に基づき, 大規模改修などの改修未実施校の累積を早期に解消し, 計画的に改修を行い, 予防保全の取組みを強化することで, 適切な学校施設の維持管理に取り組む。



施策3－3 良質な住宅・住環境の形成

1 事業の進捗状況

★は政策推進プランに掲げる目標値等

● 良質な住宅、住環境形成の推進

民間事業者の共同住宅の共同施設整備に対する支援 <再掲8－2>

- ・共同住宅の供給戸数（累計） H30n : 3,136戸 → R1n : 3,701戸

生活道路の拡幅整備（春吉二丁目地区住宅市街地総合整備事業）

- ・道路拡幅用地取得（累計） H30n : 245 m² → R1n : 283 m²

市営住宅の耐震化・バリアフリー化

- ・市営住宅の耐震化率 H30n : 97.9% → R1n : 98.3%

●安心して住み続けられる住宅供給の促進

サービス付き高齢者向け住宅の供給促進

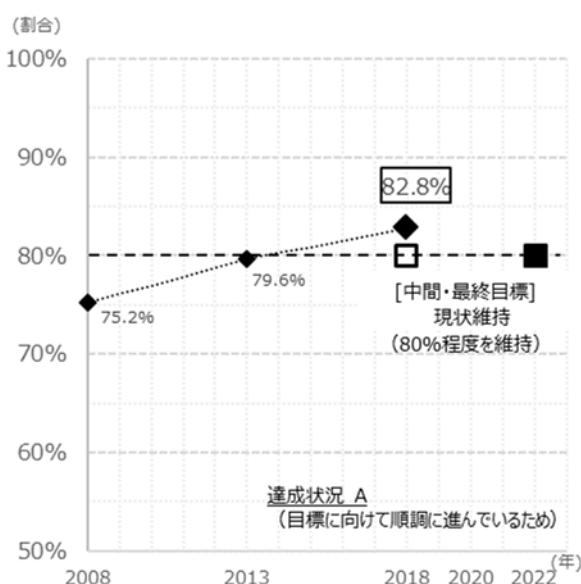
- ・サービス付き高齢者向け住宅の登録戸数 H30n : 3,158戸 → R1n : 3,266戸

住宅セーフティネット機能強化

- ・セーフティネット住宅の登録戸数 R1n : 187戸
- ・「住まいサポートふくおか」による住替え件数 H30n : 204件 → R1n : 243件

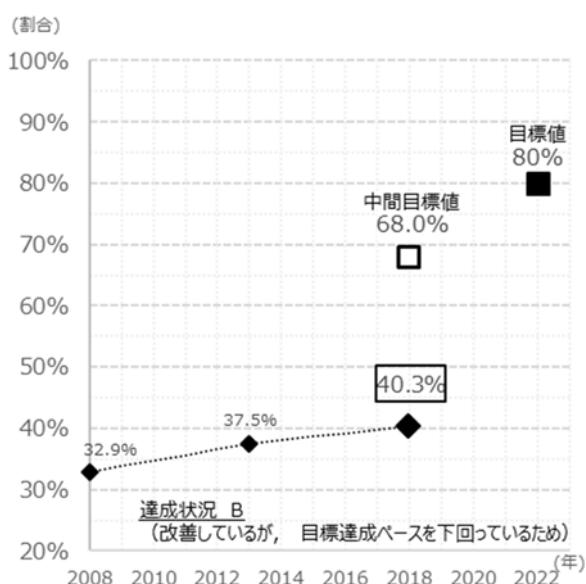
2 成果指標等

①住んでいる住宅及び住環境に対する満足度



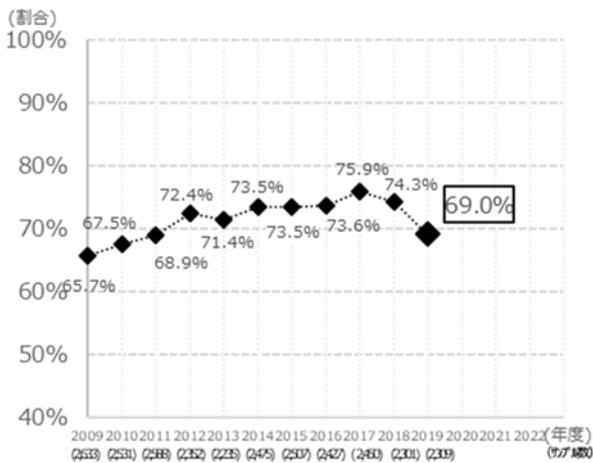
出典：国土交通省「住生活総合調査」

②高齢者の居住する住宅のうち一定のバリアフリー化が行われた割合



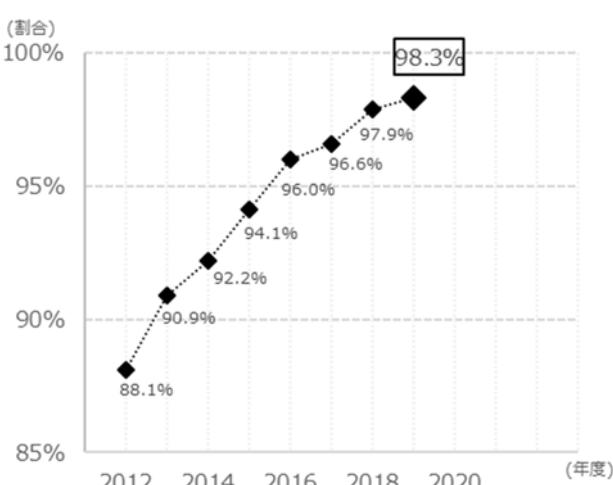
出典：総務省「住宅・土地統計調査」

③住宅事情に関する満足度 [補完指標]



出典：福岡市長室「市政に関する意識調査」

④市営住宅の耐震化率 [補完指標] <再掲3-2>



出典：福岡市住宅都市局調べ

<指標の分析>

指標①は、住宅の広さ・バリアフリー化など住んでいる住宅に対する満足度や、立地上の利便性・防犯性など住環境に対する満足度について、総合的に評価しているものであるが、目標を達成しており、良質な住宅・住環境の形成が図られている。また、市で実施している指標③の住宅事情に関する満足度についても、高水準を維持している。指標②のバリアフリー化率については、緩やかに増加している。指標④の耐震化率については、2020年度末までに100%にすることを目指しており、残り4棟（2019年度末時点）の耐震改修等を推進している。

3 事業の進捗状況、成果指標等を踏まえた「施策の評価」

○：概ね順調

[参考]前年度

○：概ね順調

4 事業の進捗状況・課題・今後の方向性

●良質な住宅、住環境形成の推進

民間事業者の共同住宅の共同施設整備に対する支援 <再掲8-2>

進捗	<ul style="list-style-type: none"> アイランドシティにおいて、良好な住宅市街地形成を促進するため、民間事業者の共同住宅の共同施設整備に対する助成を実施。 <p>* 共同住宅の供給戸数（累計）H30n：3,136戸 → R1n：3,701戸 * R1n：継続事業7件[2,075戸]、新規事業1件[284戸]</p>
課題	<ul style="list-style-type: none"> 民間事業者による共同住宅の整備スケジュールと、道路、公園などの整備スケジュールとの整合を図りながら、住宅市街地の形成を推進していく必要がある。
今後	<ul style="list-style-type: none"> 今後とも、必要な事業費（国費）を確保し、良好な住宅市街地の形成を着実に推進する。

生活道路の拡幅整備（春吉二丁目地区住宅市街地総合整備事業）

進捗	<ul style="list-style-type: none"> 狭い道路が多く防災上の危険性があった春吉二丁目地区の生活道路の拡幅整備等を継続実施。 <p>* 道路拡幅用地取得（累計） H30n：245 m² → R1n：283 m²</p>
課題	<ul style="list-style-type: none"> 道路の拡幅に必要な用地は、地権者からの寄付としており、法律に基づく都市計画事業等とは異なり、国の要綱に基づく事業であるため、法的強制力がなく、地権者の理解と協力が必要である。
今後	<ul style="list-style-type: none"> R2n の事業完了に向けて、積極的に地権者協議を進め、事業の推進を図る。

市営住宅の耐震化・バリアフリー化

進捗	<ul style="list-style-type: none"> 市営住宅について、建替7住宅801戸、住戸改善4住宅768戸、耐震改修3住宅435戸等を実施。 <p>* 市営住宅の耐震化率 H30n：97.9% → R1n：98.3%</p>
課題	<ul style="list-style-type: none"> 市営住宅について、入居者に占める高齢者の増加への対応が必要。 <ul style="list-style-type: none"> * 市営住宅入居者に占める高齢者の割合：37.9%（R1n） ⇄ 市全体：22.0%（R1n） * 市営住宅入居者に占める高齢者単身世帯率：29.2%（R1n） ⇒ 市全体：10.5%（H27 国勢調査） 市営住宅（170住宅・31,554戸）は、S40～50年代に大量供給し、老朽化や設備水準の陳腐化が進行。
今後	<ul style="list-style-type: none"> 高齢化の進展に対応するため、大規模市営住宅の建替えに際しては、ユニバーサルデザインの導入とともに、周辺地域の課題を踏まえ、高齢者施設や子育て支援施設などの福祉的機能等の誘導を図り、「ユニバーサル都市・福岡」の地域拠点として整備を推進。既存市営住宅についても、住戸改善や共用階段部への手摺り設置などにより、ユニバーサルデザイン化を推進。 東日本大震災を踏まえ、住環境やコスト等を考慮したうえで、効率的な工法を選定しながら耐震改修をさらに進めるなど、R2n末までに耐震化率100%を目指して推進。

●安心して住み続けられる住宅供給の促進

サービス付き高齢者向け住宅の供給促進

進捗	<ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリー化や安否確認サービスなど、一定の基準を満たす「サービス付き高齢者向け住宅」の登録を推進。 <ul style="list-style-type: none"> * サービス付き高齢者向け住宅の登録戸数 H30n : 3,158戸 → R1n : 3,266戸 * R1n 新規登録数：1件 77戸 * R1n 増改築等による登録数：4件 31戸
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の安定した居住の確保に向けて、単身・夫婦のみ高齢者世帯の急激な増加等への対応のため、H23nに創設された「サービス付き高齢者向け住宅」の登録推進及び施設の適正な維持・管理等が必要。 ・高齢者の居住の安定を確保し、安心して暮らせる社会を実現するため、高齢者居住安定確保計画（H25.1策定）に基づき、住宅施策と福祉施策の一体的な取組みが必要。 <ul style="list-style-type: none"> * サービス付き高齢者向け住宅の年間供給目標：年間 126 戸
今後	<ul style="list-style-type: none"> ・登録制度及び登録を前提とする国の建設費補助制度等について、引き続き、民間事業者へ広報・周知することにより、高齢者向け住宅の供給を促進。 ・高齢者の安定した居住の継続に向け、サービス付き高齢者向け住宅の適正な維持・管理等について事業者への助言・指導を行うとともに、必要に応じて報告徴収や立ち入り検査等を実施。

住宅セーフティネット機能強化

進捗	<ul style="list-style-type: none"> ・セーフティネット住宅の登録促進に向けて、不動産関係団体や不動産事業者などと連携を図り、民間賃貸住宅の賃貸人や管理事業者等に対する広報・周知を実施。 <ul style="list-style-type: none"> * セーフティネット住宅の登録戸数 R1n : 187 戸 ・高齢者の民間賃貸住宅への円滑な入居を支援する「住まいサポートふくおか」を実施。 <ul style="list-style-type: none"> * 「住まいサポートふくおか」による住替え件数 H30n : 204 戸 → R1n : 243 戸 ・高齢者の居住環境の改善を図るため、住替えが必要な高齢者世帯の民間賃貸住宅への住替えに係る費用の一部助成を行う「高齢者世帯住替え助成事業」を実施。 <ul style="list-style-type: none"> * 助成件数 H30n : 7 戸 → R1n : 2 戸 ・子育てしやすい居住環境づくりの促進と経済的な負担を緩和するため、子育て世帯の住替えに係る初期費用の一部助成を行う「子育て世帯住替え助成事業」をH30に新規創設。 <ul style="list-style-type: none"> * 助成件数 H30n : 196 戸 → R1n : 153 戸
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・増加・多様化する住宅確保要配慮者の居住の安定確保を図るために、セーフティネット住宅の更なる登録促進が必要。
今後	<ul style="list-style-type: none"> ・セーフティネット住宅の登録促進を図るために、居住支援体制の充実や改修費補助を実施し、住宅確保要配慮者の受入れに対する大家等の不安の低減に努める。 ・住宅確保要配慮者が民間賃貸住宅に円滑に入居できるよう、住宅事業者・福祉団体と連携を図り、個々の状況に応じた居住支援に取組む。 ・引き続き、高齢者の居住環境の改善を図るために、「高齢者世帯住替え助成事業」を実施するとともに、子育てしやすい居住環境づくりの促進と経済的な負担を緩和するため、子育て世帯の住替えに係る初期費用の一部助成を行う「子育て世帯住替え助成事業」を実施する。



施策3－4 ルールが守られ、人にやさしい安全なまちづくり

1 事業の進捗状況

★は政策推進プランに掲げる目標値等

●安全で適正な自転車利用

放置自転車の削減

- ・駐輪場の整備 H30n : 138箇所 51,707台 → R1n : 136箇所 51,319台（見込み）
- ・有料駐輪場の1日平均利用者数 H30n : 38,203人 → R1n : 37,024人（見込み）
- ★自転車放置率 H30n : 2.0% → R1n : 1.7%（見込み）

自転車通行空間の確保

- ・自転車通行空間の整備 H30n : 94.6km → R1n : 115.9km（見込み）

自転車利用に関する交通ルールの遵守や交通マナーの向上

- ★自転車安全利用推進員講習会の受講者数 H30n : 90名 → R1n : 開催中止*

*新型コロナウイルス感染症拡大防止のため

- ★体験型自転車教室の実施校数(中・高等学校)（累計） H30n : 21校 → R1n : 38校

●モラル・マナーの向上

モラル・マナーに関する啓発

- ・路上禁煙地区における歩行喫煙率 H30n : 0.07% → R1n : 0.08%

動物愛護・適正飼育の普及啓発

- ・実質的殺処分頭数 H30n : 50 → R1n : 0
- ・離乳前子猫の哺育数 H30n : 85 → R1n : 75

不法投棄防止のための広報啓発と監視体制強化

- ・不法投棄処理量 H30n : 48t → R1n : 23t

●屋外・路上広告物の適正化

無許可広告物のは是正と路上違反広告物削減の取組み

- ・路上違反広告物

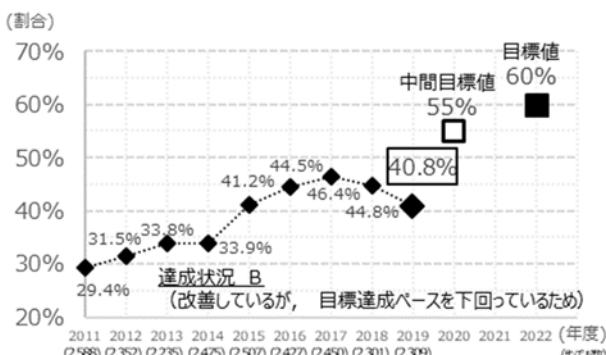
*簡易除却枚数 H30n : 11,039枚 → R1n : 8,359枚

*注意・指導文書等送付先数 H30n : 92社 → R1n : 30社

- ・無許可広告物是正個数 H30n : 71個 → R1n : 141個

2 成果指標等

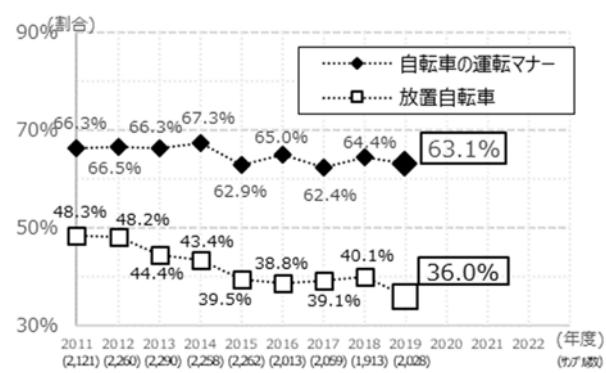
① 市民のマナーに対する満足度



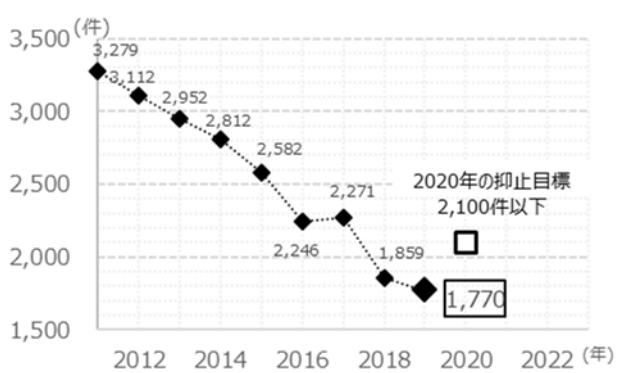
② 交通事故発生件数



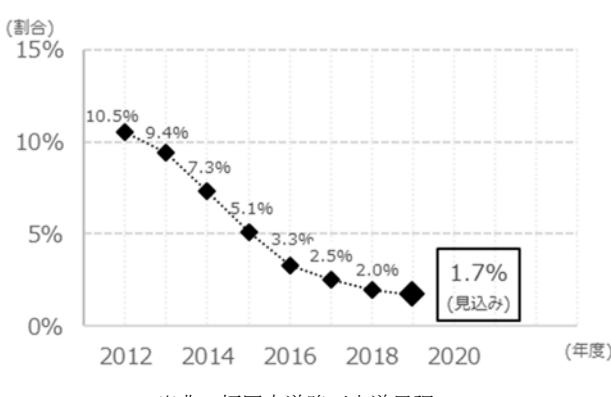
③ 市民のマナー評価（否定評価） [補完指標]



④ 自転車事故発生件数 [補完指標]



⑤ 自転車放置率 [補完指標]



＜指標の分析＞

指標①の市民のマナーに対する満足度は前年度に比べて微減しているが、反面、指標③の自転車に関する市民のマナー評価（否定評価）は微減している。また、「福岡市交通安全計画」に基づき交通安全施策を推進した結果、指標②の交通事故発生件数及び指標④の自転車事故発生件数は減少傾向が続いている。計画で設定している2020年の抑止目標を達成している。指標⑤の自転車放置率についても、駐輪場の整備や放置自転車の撤去に取り組んだ結果、着実に減少している。

3 事業の進捗状況、成果指標等を踏まえた「施策の評価」

◎：順調

[参考]前年度

◎：順調

4 事業の進捗状況・課題・今後の方向性

●安全で適正な自転車利用

放置自転車の削減

進捗	<ul style="list-style-type: none"> 放置自転車対策 <ul style="list-style-type: none"> * 駐輪場の整備 H30n : 138箇所 51,707台 → R1n : 136箇所 51,319台（見込み） * 有料駐輪場の1日平均利用者数 H30n : 38,203人 → R1n : 37,024人（見込み） 自転車放置率は低下傾向にある。 *H30n : 2.0% → R1n : 1.7%（見込み）
課題	<ul style="list-style-type: none"> 市全体の放置率は低下傾向にあるが、引き続き放置自転車の多い地域において、地域の特性に応じた放置自転車対策に取り組む必要がある。
今後	<ul style="list-style-type: none"> 駐輪場の整備、放置自転車の撤去を柱に、さらなる放置自転車対策に取り組み、放置自転車の削減を推進する。

自転車通行空間の確保

進捗	<ul style="list-style-type: none"> 福岡市自転車通行空間ネットワーク整備計画（H26.3策定） <ul style="list-style-type: none"> 自転車通行空間の整備推進 <ul style="list-style-type: none"> * 整備延長 H30n : 94.6km → R1n : 115.9km（見込み） <ul style="list-style-type: none"> うち、車道部における整備延長 H30n : 26.0km → R1n : 47.4km（見込み）
課題	<ul style="list-style-type: none"> 都心部については、歩行者や自転車の交通量が多く、限られた道路空間の中で自転車通行空間の確保が困難であり、錯綜する自転車利用者と歩行者の安全性の確保が課題。
今後	<ul style="list-style-type: none"> 「福岡市自転車通行空間ネットワーク整備計画（H26.3策定）」に基づき、自転車通行空間の整備を推進し、自転車利用者と歩行者の安全性を確保する。（H25n～R4nの10カ年で、約100kmの整備を予定）

自転車利用に関する交通ルールの遵守や交通マナーの向上

進捗	<ul style="list-style-type: none"> 自転車安全利用の推進 <ul style="list-style-type: none"> * 自転車事故発生件数 H30 : 1,859件 → R1 : 1,770件 * 自転車安全利用推進員講習会の受講者数 H30n : 90名 → R1n : 開催中止 <ul style="list-style-type: none"> ※3月開催予定だったが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止とした。 * 体験型自転車教室の実施校数（中・高等学校）（累計） H30n : 21校 → R1n : 38校 <ul style="list-style-type: none"> ・スケアード・ストレイト（R1n : 実施なし） <ul style="list-style-type: none"> ※京都市で起きた交通安全教室中のスタントマンの事故を受けて、安全性が担保されていないため、実施すべきでないと判断。 ・自転車安全利用VR動画を活用した自転車教室（R1n : 17校） * 交通安全出前講座の実施 H30n : 816回 106,954名 → R1n : 828回 108,972名 <ul style="list-style-type: none"> （うち自転車教室 H30n : 298回 46,492名 → R1n : 321回 49,366名） * 地域、県警、関係機関・団体と連携した自転車安全利用に関する指導・啓発の実施やエリアマネジメント団体を通じて都心部への自転車通勤者に対する出前講座開催の働きかけ * 毎月8日の自転車安全利用の日において、H27.6から施行された改正道路交通法、『自転車運転者講習制度』の周知も含めた自転車安全利用啓発キャンペーンの実施 * 自転車押し歩き推進区間における自主的な押し歩き率の向上 <ul style="list-style-type: none"> H25.4末 : 37.2% → R2.3末 : 58.8%
課題	<ul style="list-style-type: none"> 市内の自転車事故発生件数は減少傾向にあるが、市内の全交通事故の22.8%を占めるとともに、県内の自転車事故の43.5%を占めており、依然として高い水準にある。
今後	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、VR動画の活用など体験型自転車教室を学校や地域等で開催するとともに、近年増加している留学生を対象に出前講座を実施するなど自転車走行マナーの向上を図る。 地域や学校、自転車整備店等関係企業・団体に対して広く自転車安全利用の周知を図る。 「福岡市自転車の安全利用に関する条例」の一部改正に伴い、令和2年10月1日より、自転車損害賠償保険等への加入が義務となるため、積極的な周知啓発に取り組んでいく。 <ul style="list-style-type: none"> ※自転車を利用中の事故により生じた、他人の生命又は身体の損害を賠償するための保険又は共済

●モラル・マナーの向上

モラル・マナーに関する啓発

進捗	<ul style="list-style-type: none"> モラル・マナー推進員による重点区域における迷惑駐車、歩行喫煙防止、自転車の安全利用などの指導啓発や、モラル・マナー向上市民運動の日を中心とした啓発活動を実施。 <p>*市民のマナーに対する満足度 H30n : 44.8% → R1n : 40.8%</p> <p>*路上禁煙地区における歩行喫煙率 H30n : 0.07% → R1n : 0.08%</p>
課題	<ul style="list-style-type: none"> 自転車の走行マナーが悪いと感じる市民の割合が 72.3%，喫煙マナーが悪いと感じる市民の割合が 45.6%といずれも 4割以上となっていることから、引き続き指導・啓発が必要である。
今後	<ul style="list-style-type: none"> モラル・マナー推進員による指導啓発活動を引き続き実施するとともに、R1n に新たに制作した自転車安全利用及び歩行喫煙防止の啓発動画を天神地区の大型ビジョン等において放映するなど、モラル・マナー向上の取り組みを進める。 全庁的にモラル・マナーの向上に総合的かつ計画的に取り組むため、「福岡市モラル・マナー向上推進本部」を中心に、モラル・マナーに関する課題の共有や解決に向けて関係局と連携を図りながら効果的な対策を検討する。 10月1日のモラル・マナー向上市民運動の日を中心に、各局が実施するモラル・マナーに関する施策を、市民、事業者、ボランティア団体、エリアマネジメント団体等と連携した市民運動として展開する。

動物愛護・適正飼育の普及啓発

進捗	<ul style="list-style-type: none"> 第2次福岡市動物愛護管理推進実施計画 (H27n～R6n) に基づく動物愛護及び適正飼育の普及啓発により、犬猫の実質的殺処分頭数が減少。 <p>*実質的殺処分頭数 H30n : 50 → R1n : 0</p> <ul style="list-style-type: none"> H28 からミルクボランティア事業を開始し、殺処分の大部分を占める離乳前子猫の哺育・譲渡に取り組んでいる。 <p>*離乳前子猫の哺育数 H30n : 85 → R1n : 75</p> <ul style="list-style-type: none"> H30 から犬猫パートナーシップ店制度を開始し、ペットショップの協力を得て、適正飼育や終生飼育等の啓発を実施するとともに、遺棄防止や飼い主への返還を推進している。 R1 から譲渡サポート店制度を開始し、身近な場所であるペットホテルなどの協力を得て、犬猫の譲渡を推進している。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 犬猫の実質的殺処分頭数 0 の維持のため、譲渡をより一層推進することが必要。
今後	<ul style="list-style-type: none"> 家庭動物啓発センターに整備する猫の譲渡施設を活用し、譲渡をさらに推進する。

不法投棄防止のための広報啓発と監視体制強化

進捗	<ul style="list-style-type: none"> 地域の不法投棄防止活動を支援するとともに、監視カメラやパトロールによる監視、市民への広報啓発活動を推進している。 <p>*不法投棄処理量 H30n : 48t → R1n : 23t</p>
課題	<ul style="list-style-type: none"> 不法投棄される場所の変化に対応した監視体制の再構築、投棄者特定につながる取組み強化が必要。
今後	<ul style="list-style-type: none"> イベントや広報紙等の広報啓発活動を通して、不法投棄は犯罪であることを市民や事業者に対し周知徹底し、効果的な監視を行うため監視カメラの適所配置やパトロールの監視地域の隨時見直しを実施する。

●屋外・路上広告物の適正化

無許可広告物のは是正と路上違反広告物削減の取組み

進捗	<ul style="list-style-type: none"> 路上違反広告物については、これまでの取組みの結果、掲出数が減少したことに伴い、除却数等も減少している。 路上違反広告物について、除却業務委託や市民ボランティアにより年間を通して簡易除却を実施。 ＊簡易除却枚数 H30n : 11,039 枚 → R1n : 8,359 枚 路上違反広告物を掲出している広告主に注意・指導文書等を送付。 ＊注意・指導文書等送付先数 H30n : 92 社 → R1n : 30 社 無許可広告物の広告主等に対し、法令の説明や是正指導を実施。 ＊無許可広告物是正個数 H30n : 71 個 → R1n : 141 個
課題	<ul style="list-style-type: none"> 無許可広告物については、未だに許可制度を認知していない広告主等が多数存在することが課題。また、是正指導から是正完了まで長期間を要する広告主への対応が課題。
今後	<ul style="list-style-type: none"> 路上違反広告物については、引き続き違反広告物の簡易除却及び広告主への指導等に取組む。 無許可広告物については、引き続き許可制度の周知に取組むとともに、合理的な期限を定めて是正指導に取組む。

施策3－5 犯罪のない安全で住みよいまちづくり

1 事業の進捗状況

★は政策推進プランに掲げる目標値等

●市民の防犯意識の向上と地域の防犯力の強化

市民の防犯意識の向上に向けた広報啓発等の実施

★性犯罪防止出前講座受講者数 H30n : 87回 4,355人 → R1n : 35回 1,734人

地域団体や事業者等による主体的な地域防犯活動への支援

★パトロールカー導入校区数 H30n : 104校区 → R1n : 104校区

●犯罪が発生しにくい環境づくり

街頭防犯カメラの設置

★街頭防犯カメラ設置台数(累計) H30n : 918台 → R1n : 1,076台

放置空家の適正管理の推進 <再掲3－1>

・法や条例に基づく指導等や、空家の実態調査(H29n～R1n)などにより放置空家対策を推進

●暴力団排除対策の推進

暴力団排除の機運醸成と公共工事からの暴力団排除

・公共工事からの暴力団等排除協議会設置数 H30n : 9件 → R1n : 12件

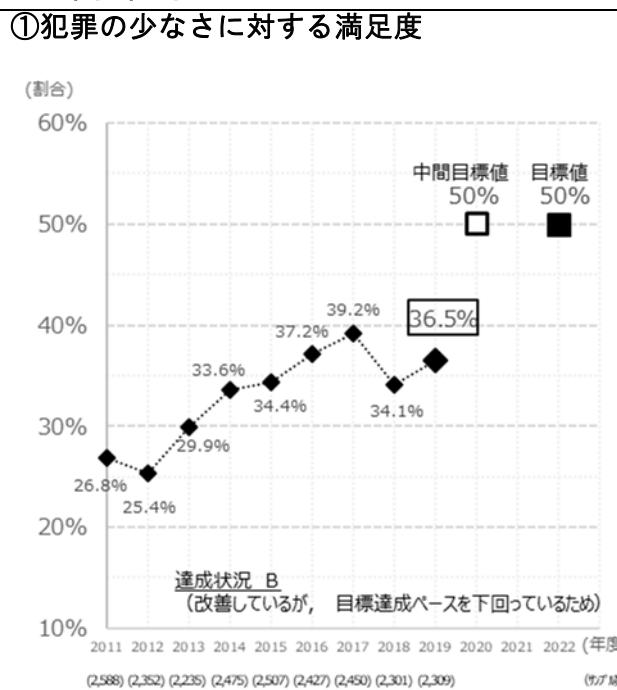
●飲酒運転撲滅への取組み

飲酒運転撲滅の啓発

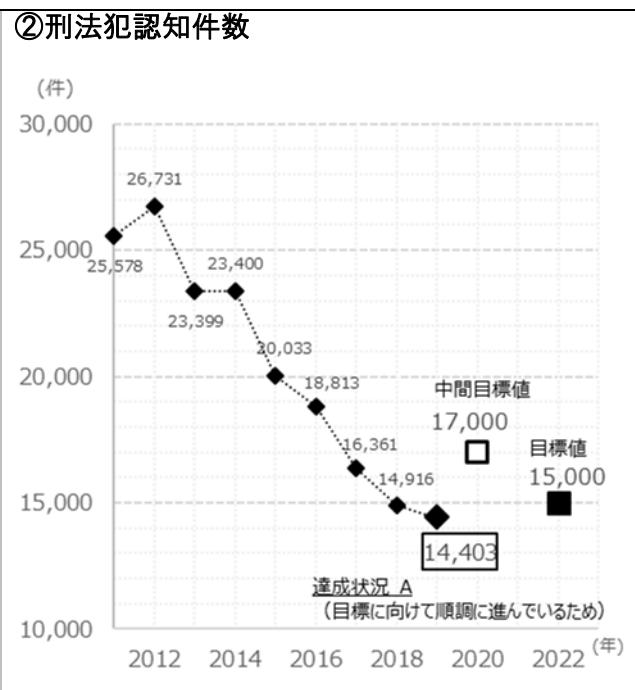
★交通安全教室等の受講者数 H30n : 816回 106,954人 → R1n : 828回 108,972人

・飲酒運転事故件数 H30 : 41件 → R1 : 39件

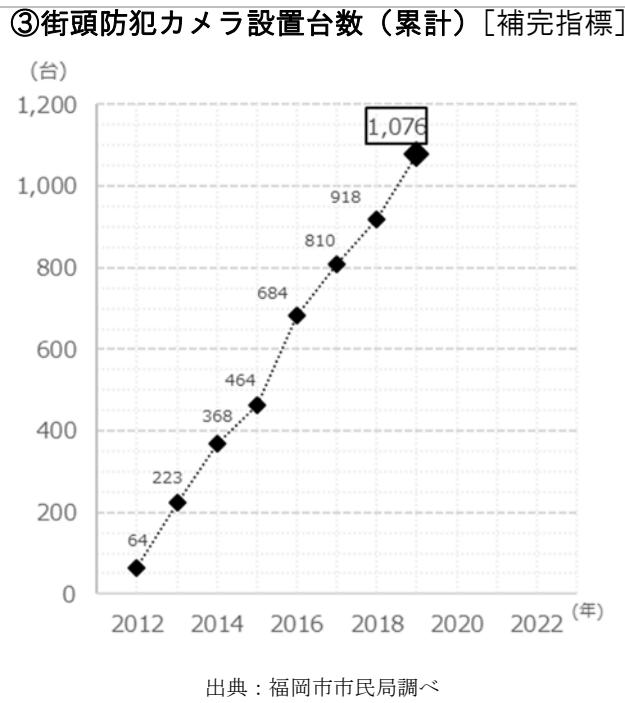
2 成果指標等



出典：福岡市長室「市政に関する意識調査」



出典：福岡県警察（福岡市市民局調べ）



＜指標の分析＞

出前講座等による防犯啓発の推進、防犯パトロールや児童生徒の見守り活動、指標③の街頭防犯カメラの設置台数増加など、地域をはじめとする多様な主体の防犯活動への取組みが進んでおり、指標①の犯罪の少なさに対する満足度は前年度に比べ改善している。

また、指標②の刑法犯認知件数は年々着実に減少し目標値を達成しており、社会全体で防犯力が高まっている。

3 事業の進捗状況、成果指標等を踏まえた「施策の評価」

◎：順調	[参考]前年度 ◎：順調
------	-----------------

4 事業の進捗状況・課題・今後の方針性

●市民の防犯意識の向上と地域の防犯力の強化

市民の防犯意識の向上に向けた広報啓発等の実施

進捗	<ul style="list-style-type: none"> 「新大学生防犯強化月間」（4～5月）において、市内16大学と連携の上、学生に対する防犯啓発メールの配信、チラシ等の配布を行うとともに、性犯罪防止等に関する出前講座を実施し、大学新入生の防犯意識の向上を図った。 *大学に対する出前講座の実施 H30n：25回・1,619人 → R1n：37回・4,009人 「福岡市防犯強化月間」において、地域に対して防犯活動で活用できる啓発物を配布するとともに、市政だよりでのお知らせ等による当月間の周知及び市民の防犯意識の向上に向けた取組みを行うなど、市民が防犯活動に参加するきっかけづくりを推進した。 子ども・女性安全対策として、各々の特性に応じた防犯対策についての出前講座を開催した。 *性犯罪防止出前講座 H30n：87回・4,355人 → R1n：35回・1,734人 *子ども防犯出前塾 H30n：124回・9,068人 → R1n：43回・3,515人
課題	<ul style="list-style-type: none"> 刑法犯認知件数は、H14（57,578件）をピークに減少傾向だが、R1の人口千人当たりの件数は政令市で2番目に多い。 (1位：大阪市15.07件、2位：福岡市8.80件、3位：名古屋市8.68件) 「福岡市の都市環境等に関する満足度」において「犯罪の少なさ」に対する市民の満足度は、11年連続（H21～R1）でワースト1位（全18項目の中で最も評価が低い）。 このような犯罪情勢のなか、防犯意識が希薄となっていることが一因と考えられる犯罪も発生していることから、「自分の安全は自分で守る」という市民の防犯意識の向上を図ることが必要である。
今後	<ul style="list-style-type: none"> 福岡市防犯のまちづくり推進プランに基づき、犯罪情勢を踏まえ、対象に応じた広報啓発を行うなど、市民の防犯意識の向上に向けた取組みを推進する。

地域団体や事業者等による主体的な地域防犯活動への支援

進捗	<ul style="list-style-type: none"> 地域防犯パトロールカーに対する活動支援として、使用期間の満了した府用軽自動車の無償譲渡（H30n：3台 → R1n：5台）や、車検代関連費用の補助（H30n：36台 → R1n：40台）、ガソリン代金の助成（H30n：17台 → R1n：11台）を実施。 *パトロールカー導入校区数 H30n：104校区 → R1n：104校区 市民団体等が自主的に行う落書き消し活動に対して、物品提供などの支援を実施。 (H30n：延べ1団体 → R1n：延べ2団体) 「福岡市防犯ボランティア支援事業」として、商工会議所・県警・福岡市で構成する防犯ボランティア支援事業実行委員会が、企業や団体からの協賛金等を原資に、防犯ボランティア団体の新規活動に対して補助金を交付し、活動支援（H30n：13団体 → R1n：12団体）を実施。 小中学生が、防犯パトロールや落書き消し活動などの防犯活動の体験を通じて、モラル・マナーの向上や少年の健全育成を図ることを目的とした「安全安心少年隊」（各区1団体の7団体結成）に対して、体験活動の指導・助言等の活動支援を実施。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 刑法犯認知件数の推移や犯罪の少なさに対する市民満足度調査の結果を踏まえ、「地域の安全は地域で守る」という防犯意識のもと、地域防犯活動への支援に取組む必要がある。
今後	<ul style="list-style-type: none"> 福岡市防犯のまちづくり推進プランに基づき、地域団体や事業者等による主体的な地域防犯活動の継続に向け、各種支援制度に関する周知を行っていく。

●犯罪が発生しにくい環境づくり

街頭防犯カメラの設置

進捗	<ul style="list-style-type: none"> ・地域が設置する街頭防犯カメラについて、設置費用の助成を行った。 ＊街頭防犯カメラ設置台数(累計) H30n : 918台 → R1n : 1,076台 ・地域の要望で緊急性が認められる場合は、次年度の設置意向分についても当該年度中に設置できるよう、制度を改正した。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・近年、防犯カメラの画像が犯人特定の端緒となる事案が増えているが、捜査機関への画像提供にかかる経費や、設置後、耐用年数(5年)を迎える前に故障した場合の補修費用等のランニングコスト捻出等、地域が抱える課題への対応が必要。
今後	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き自治協議会等への支援を行うとともに、街頭防犯カメラ設置に伴う維持管理経費にかかる地域の負担軽減のあり方について検討しながら、街頭防犯カメラの普及促進を図っていく。

放置空家の適正管理の推進 <再掲3－1>

進捗	<ul style="list-style-type: none"> ・「廃屋対策連絡会議」を設立(H20.1)，関係局区の役割分担や情報共有化のルールを定めた「廃屋に対する指導指針」に沿い、連携して放置空家対策を行うこととしている。 ・「空家等対策の推進に関する特別措置法」(H27.5施行)及び「空家等の適切な管理に関する条例」(H29.4施行)に基づき、放置空家の所有者等に対し適切な管理のために必要な措置をとるよう助言又は指導を実施。 ・本市における空家等の戸数や老朽危険度を把握するためにH29n～R1nで実態調査を実施しており、R1nは早良区・西区の調査を行った。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・建物所有者の死亡や遠隔地への転居などにより、放置空家となっている場合が多く、解体費の工面や固定資産税の増加といった経済的な負担増などを理由に、所有者等の理解・協力が得られず解決が長引いているものも多い。
今後	<ul style="list-style-type: none"> ・法律や条例に基づき、空家の実態調査の結果なども踏まえ、放置空家対策を推進していく。

●暴力団排除対策の推進

暴力団排除の機運醸成と公共工事からの暴力団排除

進捗	<ul style="list-style-type: none"> ・暴力追放推進協議会において、暴力追放運動を強力に推進。 <ul style="list-style-type: none"> ○11.12 第8回暴力追放福岡市民大会(なみきスクエア)実施 約700人の市民の方が参加し、暴力団の追放を誓う大会宣言や、参加者全員によるシユプレヒコール「暴力追放3ない運動+1(プラスワン)」 (暴力団を「利用しない」、「恐れない」、「金を出さない」、「交際しない」)を行い、地域住民、企業、警察、行政、関係団体が一体となって暴力団排除活動の取組みを実施。 ・事務事業からの暴力団排除のため、県警への照会を行った。 ＊H30n : 1,455件 → R1n : 1,536件 ・公共工事からの暴力団等排除協議会を設置した。 ＊H30n : 9件 → R1n : 12件 ・暴力団対策防犯カメラを天神・舞鶴地区に30台設置。(H25n)
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・県内の暴力団情勢については、依然として、予断を許さない状況であることから、継続的な暴力団排除の機運醸成が必要。
今後	<ul style="list-style-type: none"> ・国や県の動きに合わせ、条例及び規則等における暴排条項の整備を徹底するとともに、暴力追放推進協議会等において、暴力団排除の「暴力追放3ない運動+1(プラスワン)」等の広報を積極的に展開することで暴力団排除の機運醸成を図る。

●飲酒運転撲滅への取組み

飲酒運転撲滅の啓発	
進捗	<ul style="list-style-type: none"> ・県警や地域、企業などと連携して飲酒運転撲滅大会を始めとする飲酒運転ゼロを誓う市民の集いを開催するとともに、市民参加型の折り鶴プロジェクトを実施。また、四季の交通安全運動期間を中心に街頭キャンペーンを実施するとともに、飲酒運転撲滅宣言の店や撲滅ポスターの掲示協力店の拡大などの取組みを実施。 <p>*交通安全教室等の受講者数 H30n : 816回 106,954人 → R1n : 828回 108,972人 *飲酒運転撲滅大会 約2,000人参加 *飲酒運転ゼロを誓う「折り鶴」プロジェクト 折り鶴 25万羽超 *生命のメッセージ展・アルコール依存症パネル展 約1,500人来場 *飲酒運転撲滅セミナー 約70人参加 *飲酒運転事故件数 H30 : 41件 → R1 : 39件 (H22 : 89件, H23 : 59件, H24 : 56件, H25 : 46件, H26 : 47件, H27 : 53件, H28 : 46件, H29 : 43件)</p>
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・県警や地域、企業などと連携した飲酒運転撲滅の気運の醸成、アルコール依存症に関する啓発に取り組んできた中で、飲酒運転事故は前年と比較し2件減少し、統計が残っているS40以降で最小値となったものの、本市の目標である飲酒運転ゼロの達成に向けて継続的な取組みが必要である。
今後	<ul style="list-style-type: none"> ・飲酒運転撲滅（ゼロ）に向け、引き続き市民や事業者等と連携した飲酒運転撲滅の啓発に粘り強く取り組んでいく。

施策3－6 安全で良質な水の安定供給

1 事業の進捗状況

★は政策推進プランに掲げる目標値等

●水の安定供給

水資源の開発（五ヶ山ダムの建設）

★五ヶ山ダムの建設事業を完了（H29n）

水道施設の計画的な維持更新

- 浄水場などの水道施設や設備の計画的な維持補修を実施
- 乙金浄水場の増強整備等を実施
- 配水管更新延長 H30n : 45km/年 → R1n : 45km/年（見込み）

●節水型都市づくり

水の有効利用

- 配水調整システムの遠方監視制御装置の新設・更新 R1n : 新設1箇所、更新15箇所
- 漏水防止調査延長 R1n : 2,963 km
- 再生水供給区域内での再生水管の整備を実施

水を大切に使う心がけの継承

- 節水に心がけている市民の割合 H30n : 89.7% → R1n : 91.1%

●安全で良質な水道水の供給

水源かん養機能の向上

- 市内水源かん養林整備面積 R1n : 79 ha
- 市外水源かん養林整備支援 R1n : 4 自治体

水質管理の充実

- 連続水質監視装置を活用した水質の常時監視・調整によりカルキ臭の低減化を推進

給水栓の水質保全

- 管理が不十分であった施設を対象に改善状況の現地確認や未改善施設への再指導等を実施
- 直結給水率 H30 : 52.5% → R1n : 53.8%

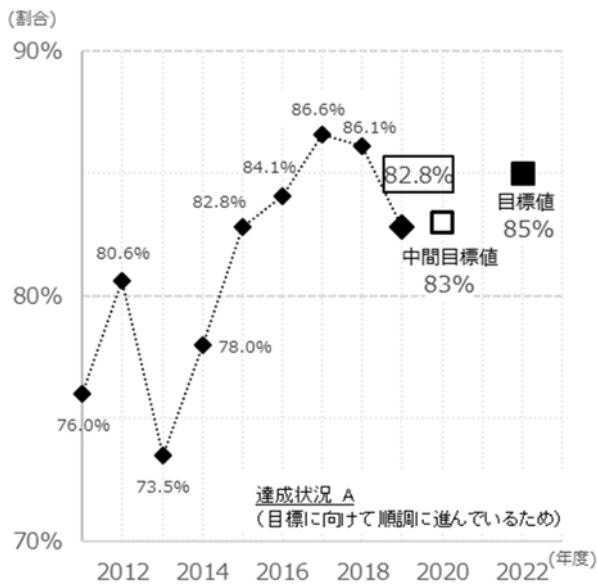
●水源地域・流域との連携・協力

水源地域・流域との交流

- 水道局が実施する水源地域・流域との交流事業 R1n : 8 事業

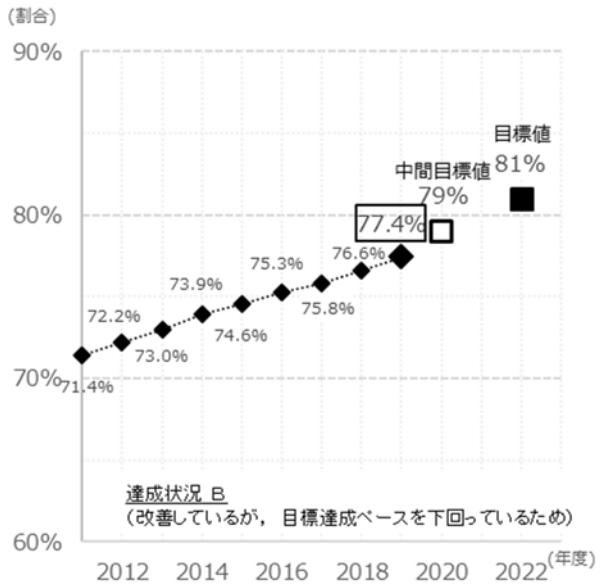
2 成果指標等

①水道水のおいしさ向上
(残留塩素濃度目標達成率)



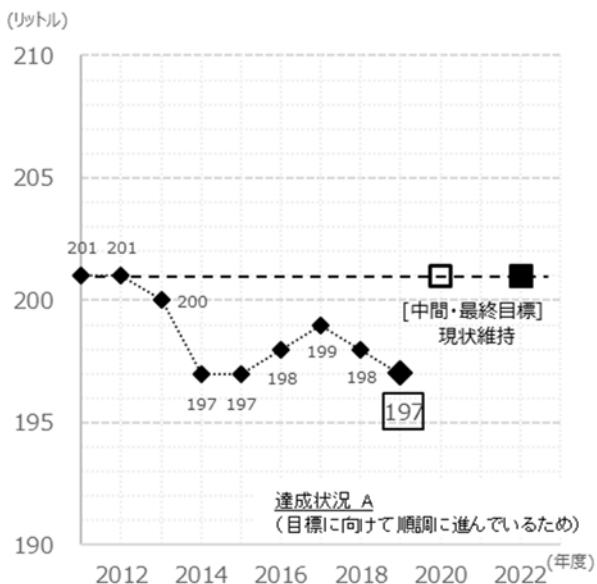
出典：福岡市水道局調べ

②水質保持や防食性に優れた安全な配水管の割合
(防食管延長比率)



出典：福岡市水道局調べ

③市民一人あたり水使用量
(市民一人一日あたりの家事用水使用量)



出典：福岡市水道局調べ

<指標の分析>

指標①は渴水による（水質悪化の）影響で一時的に低下しているが、水質の常時監視・調整の効果は現れている。

指標②は計画的に工事を推進し、防食管延長比率は着実に上昇している。

指標③は市民一人あたり水使用量が 197 リットルで低い水準を維持しており、他大都市と比較しても低い水準にあり、市民の節水意識は高いと言える。

3 事業の進捗状況、成果指標等を踏まえた「施策の評価」

◎：順調

[参考]前年度

◎：順調

4 事業の進捗状況・課題・今後の方向性

●水の安定供給

水資源の開発（五ヶ山ダムの建設）

進捗	・五ヶ山ダム建設事業は計画通り H29n で完了。（事業主体：福岡県） ただし、試験湛水については管理に移行して継続。
課題	・特になし。
今後	・試験湛水の進捗管理や供用開始に向けた各種事務手続きを実施。

水道施設の計画的な維持更新

進捗	<ul style="list-style-type: none"> 浄水場などの水道施設や設備については、適宜、機能診断を実施し、必要な維持補修を行いながら計画的に更新を実施。南畠系導水管路についても、順次更新を実施。 *R1n 施設：12箇所 設備：38箇所 高宮浄水場の老朽化を契機に、高宮浄水場の浄水機能を乙金浄水場に統合するなどの浄水・配水施設の再編を実施中。乙金浄水場では浄水池、高宮浄水場では高所配水池の整備等を実施。 *R1n：乙金浄水場の増強整備 等 配水管の整備については、老朽化の状況等に応じて計画的に更新を実施。 *H30n：45km/年 → R1n：45km/年（見込み）
課題	<ul style="list-style-type: none"> 老朽化に伴う事故防止のため、水道施設・設備を計画的に更新する必要がある。 配水管については、埋設環境等に応じた実質的な耐用年数内に順次更新が終わるよう、計画的に更新する必要がある。
今後	<ul style="list-style-type: none"> 水道施設の維持・更新にあたっては、引き続き、必要な維持補修を行しながら機能診断等を踏まえた年次計画に基づき計画的に更新。 南畠系導水管路については、計画的に更新し、その後は、他の路線についても順次更新。 浄水場の再編については、引き続き、乙金浄水場の増強整備等を推進。 配水管については、埋設環境に応じた実質的な耐用年数に対応できるよう、年間約 45km のペースで更新を行っていく。

●節水型都市づくり

水の有効利用

進捗	<ul style="list-style-type: none"> 配水調整システムの遠方監視制御装置の新設・更新を実施。 *R1n 新設：1箇所、更新：15箇所 公道部に埋設された配水管と給水管について、計画的に漏水調査を実施。 *R1n 漏水防止調査延長：2,963 km 下水処理水の有効利用を図るため、供給予定箇所までの再生水管の整備を実施。 *R1n の再生水利用下水道事業の進捗状況 (目標値は「福岡市下水道経営計画2020」による) 供給区域面積 1,485 ha / 1,497 ha (R2n目標) 進捗率 99% (見込み)
課題	<ul style="list-style-type: none"> 配水管の流量や水圧を24時間体制で集中コントロールする配水調整システムの機能を適正に維持していくため、約300箇所に設置した遠方監視制御装置の計画的な更新が必要。 引き続き、効果的・計画的な漏水防止調査を実施し、水の有効利用と道路陥没等の二次災害の防止への取組みが必要。
今後	<ul style="list-style-type: none"> 遠方監視制御装置を順次計画的に更新するとともに、配水管の整備にあわせて新設する。 *R2n 予定 更新：15箇所 第17次漏水防止計画(H29n～R2n)に基づき漏水調査を継続実施。 *R2n 予定 漏水防止調査延長：2,960 km 都市内の貴重な水資源である下水処理水の有効利用を推進するため、新築・増築される大型建築物への再生水の供給を図るとともに、アイランドシティ等へ供給区域を拡大する。

水を大切に使う心がけの継承

進捗	<ul style="list-style-type: none"> 節水の日街頭キャンペーンや小学生社会科副読本「水とわたしたち」の発行、水道施設見学などを通じて、高い節水意識の維持を図るための広報を実施。 *節水に心がけている市民の割合 H30n : 89.7% → R1n : 91.1%
課題	<ul style="list-style-type: none"> S53nとH6nの異常渇水の経験を風化させず、今後とも高い節水意識が持続されるよう、継続的な広報活動が必要。
今後	<ul style="list-style-type: none"> これまでの広報活動を継続し、特に子どもたちには学校教育の機会を通じて、水の大切さを理解してもらうとともに、20代から40代の若年層・子育て世代に届くPRを実施する。

●安全で良質な水道水の供給

水源かん養機能の向上

進捗	<ul style="list-style-type: none"> ダム集水区域内の森林について間伐等の整備を実施。 *R1n 市内水源かん養林整備面積：79ha, 市外水源かん養林整備支援：4自治体（朝倉市、東峰村、那珂川市、糸島市）
課題	<ul style="list-style-type: none"> 水源かん養林の機能向上を図るため、今後とも計画的な水源かん養林の整備が必要。
今後	<ul style="list-style-type: none"> 「福岡市水道水源かん養林整備計画」に基づき、市内3ダム（曲渕、脊振、長谷）の集水区域内において、間伐等の整備を実施する。また、市外にある福岡市関連ダムの集水区域内において、地元自治体が行う水源かん養林整備への支援を行う。 *R2n 予定 市内水源かん養林整備面積：70ha, 市外水源かん養林整備支援：4自治体 (朝倉市、東峰村、那珂川市、糸島市)

水質管理の充実	
進捗	<ul style="list-style-type: none"> ・国の水質基準等より厳しい市独自の水質目標を定め、徹底した水質管理を実施。また、市内要所の配水管の連続水質監視装置（13箇所）を活用し、データを常時監視しながら、浄水場できめ細かに調整することなどによりカルキ臭の低減化を推進。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・今後とも安全でおいしい水道水を供給していくため、水質管理の徹底に取り組む必要がある。
今後	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでに設置した連続水質監視装置で水質を常時監視し、水道水の残留塩素濃度をきめ細かに調整するなど、安全でおいしい水道水の供給に努める。

給水栓の水質保全	
進捗	<ul style="list-style-type: none"> ・管理が不十分であった施設3,564件を対象に改善状況の現地確認や未改善施設への再指導等のフォローアップを実施しており、R1nまでに3,564件全ての調査を終え、引き続き未改善施設に対して、再度、現地での状況確認や指導・助言を行っている。 ・フォローアップ対象施設以外の施設については、定期的に適正管理の啓発資料を送付。 ・直結式給水を広く紹介するためのPR活動や「直結給水相談窓口」での相談受付等を実施。 ＊直結給水率 H30：52.5% → R1n：53.8%
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・フォローアップを実施するにあたり、調査に対する協力が得られない施設については、適正管理の重要性について理解が得られるよう対応していく必要がある。 ・直結給水の普及促進のため、積極的なPR活動や相談対応等を継続的に実施していく必要がある。
今後	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続きフォローアップを進めていくとともに、再々指導の施設において改善がなされない場合は、改善がなされない理由を聞き取りするなど、フォローアップの結果を検証するための情報収集を行う。 ・小規模貯水槽の設置者等に対し、定期的に適正管理の啓発資料を送付するなど、今後も適正管理に向けた取組みを行っていく。 ・既存建物の貯水槽式給水から直結式給水への切り替えについては、建物の改修計画を踏まえ、総合的な施設の管理者の判断により実施されており、今後も建物の老朽化による改修工事が増加すると予想されることから、施設の管理者が判断しやすいように情報発信に努めていくほか、教育委員会と連携し学校施設の直結給水化を実施していく。

●水源地域・流域との連携・協力

水源地域・流域との交流	
進捗	<ul style="list-style-type: none"> ・日田市や朝倉市、吉野ヶ里町などの水源地域・流域において、植樹や下草刈り等の育林活動などを通じた交流事業を実施（8事業実施。※新型コロナウイルスの影響により1事業中止）。 ・福岡都市圏流域連携基金を活用して、筑後川の水源地域・流域との交流推進事業や森林保全支援事業等を実施。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・福岡市は水源の多くを市域外に頼っており、今後とも植樹や下草刈りなどによる交流や連携を通じて、水の大切さを水源地域の方々と共有し、相互理解を深めていく必要がある。
今後	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き水源地域・流域において、植樹や下草刈りなどの活動を通じた交流や子どもたちに水の大切さを学んでもらう体験学習などを実施し、水源地域・流域との連携・協力を図り、相互理解を深める。 ・R2n予定 水道局が実施する交流事業：8事業実施 ・福岡都市圏広域行政事業組合流域連携基金事業：筑後川の水源地域・流域との交流推進事業や森林保全支援事業等を実施



施策3－7 日常生活の安全・安心の確保

1 事業の進捗状況

★は政策推進プランに掲げる目標値等

●消費者被害の未然防止・救済

消費者啓発の充実と消費者教育の推進

- ・消費者講座の実施回数 H30n : 163回 → R1n : 123回
- ・消費生活センター登録校区数 H30n : 108校区 → R1n : 107校区
- ・事業者センターの登録件数 H30n : 16事業者 → R1n : 23事業者

適確な消費生活相談の実施と事業者指導の強化

- ・消費生活相談件数 H30n : 11,911件 → R1n : 12,290件
- ・事業者指導件数 H30n : 11件 → R1n : 10件

●食の安全確保、衛生的な生活環境の向上

食品の安全性確保

- ・食品関係営業施設の監視件数 H30n : 61,071件 → R1n : 54,618件
- ・食品の抜き取り検査（収去検査）検体数 H30n : 3,384検体 → R1n : 3,246検体

食の安全・安心の確保に関する市民啓発

- ・食の安全・安心の確保に関する市民向け講習会の実施回数 H30n : 257回 → R1n : 201回
- ・カンピロバクター食中毒に関するリスク周知（学生向け）H30n : 92校 → R1n : 99校

セアカゴケグモの駆除と注意喚起

- ・セアカゴケグモ等の定期的な調査 R1n : 653件, 駆除 410件, 14,565匹

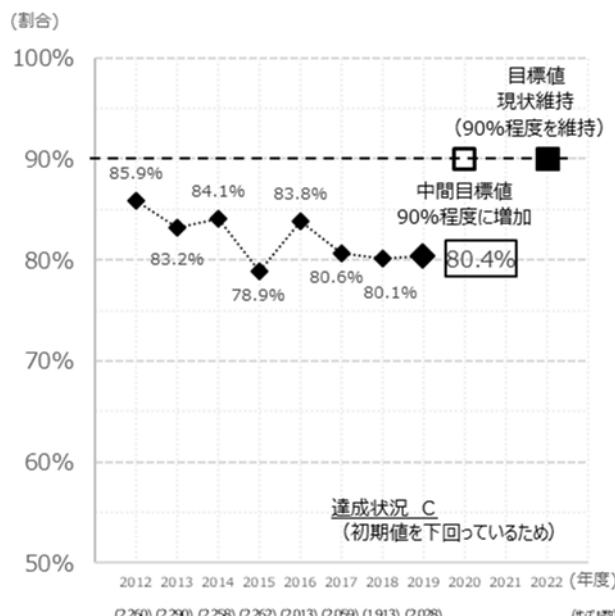
●大気環境などの保全

大気環境についての市民周知・対応

- ・黄砂情報提供回数 H30n : 13回 → R1n : 17回
- ・PM2.5予測情報提供回数 H30n : 3回 → R1n : 1回

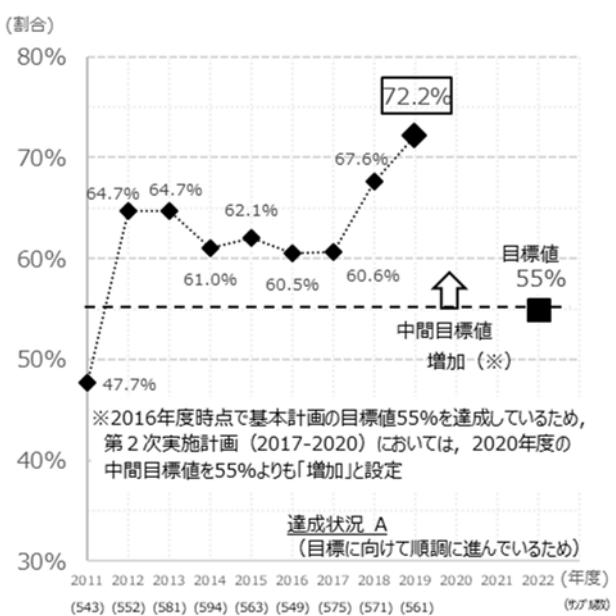
2 成果指標等

①消費者トラブル未然防止に対する市民意識度 (商品やサービスの購入時に日頃からトラブル回避を心がけている市民の割合)



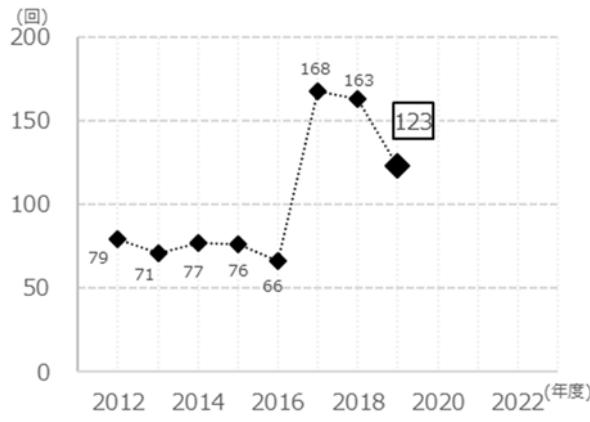
出典：福岡市総務企画局「基本計画の成果指標に関する意識調査」

②食の安全認識度 (食に対して安心だと感じる市民の割合)



出典：福岡市長室「市政アンケート調査」

③消費者講座の実施回数 [補完指標]



出典：福岡市市民局調べ

＜指標の分析＞

指標①は、消費者講座の実施などにより、高い水準を保っている。数値は、初期値よりも低下しているが、多くの市民は既に、消費者トラブルに遭わないようある程度の自己防衛を行っており、日々の契約等においてこれまで以上の心がけを意識的に行うという認識が低下しているとも推測される。

指標②の数値は、2012年度から一貫して目標値を超えており、これは、近年、本市の食品衛生施策に一定の効果がみられ、また、近年、食の安全を揺るがす大きな事件や事故が発生していないためと推察される。

指標③は、消費生活に必要な知識の普及を図るために消費者講座の実施回数である。2017年度から成年年齢引下げも見据えて、中学校での講座を開始するなど、消費者講座の実施回数が増加する傾向にあったが、前年度より減少した主な要因は、新型コロナウイルスの影響で2020年2月末～3月に講座を実施しなかつたためである。

3 事業の進捗状況、成果指標等を踏まえた「施策の評価」

○：概ね順調

[参考]前年度

○：概ね順調

4 事業の進捗状況・課題・今後の方向性

●消費者被害の未然防止・救済

消費者啓発の充実と消費者教育の推進

進捗	<ul style="list-style-type: none"> ・悪質商法の手口や対処法を地域に紹介する講座のほか、関係団体や教育委員会等と連携し、消費生活に必要な知識を身につける講座を開催。 ＊消費者講座の実施回数 H30n：163回 → R1n：123回 ・高齢者等を地域で見守る消費生活サポート事業の拡充など、福祉関係者、企業・関係団体、県警、県と連携して啓発を行った。 ＊消費生活サポート登録校校区数 H30n：108校区 → R1n：107校区 ＊事業者サポートの登録件数 H30n：16事業者 → R1n：23事業者
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活の中で、誰もが消費者トラブルに巻き込まれる恐れがあるため、子どもから高齢者まで消費者トラブルに遭わないための知識や判断力を身に付ける必要がある。 ・消費者教育は幼児期から高齢期までのライフステージごとに行う必要があり、特に被害に遭いやすい若年者や高齢者及び障がい者に対し、関係機関と連携しながら一体的、総合的に進める必要がある。 ・2022年4月の成年年齢引下げを見据えて、若年者の消費者教育を推進する必要がある。
今後	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、消費者トラブルに巻き込まれやすい高齢者や障がい者に対して、地域の消費生活サポートや事業者サポート、福祉関係者と連携しながら、消費者講座の開催や情報提供を行う。 ・契約に対する知識や社会経験が浅い若年者に対しては、成年年齢を引き下げる改正民法が2022年4月に施行されることを踏まえ、高校や大学、専門学校などと連携しながら、消費者被害を未然に防止するための消費者教育を推進する。 ・各学校に消費者トラブルに関する注意喚起情報を提供するとともに、大学生向けの消費者啓発イベントを実施する。 ・消費者教育推進会議や、消費生活審議会において、消費者教育推進計画の進捗状況の検証や評価を行いながら、同計画に基づく取組みを推進する。

適確な消費生活相談の実施と事業者指導の強化

進捗	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談を受け、消費者トラブル解決のための助言やあっせんを実施。 ＊消費生活相談件数 H30n：11,911件 → R1n：12,290件 ・条例上の不当な取引行為が認められる事業者に対し、是正指導を行った。 ＊事業者指導件数 H30n：11件 → R1n：10件
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・人口に対する相談件数の割合は60歳代以上で高くなっているが、悪質商法などのターゲットになりやすい高齢者については、消費者被害の未然防止・拡大防止の対策が求められている。 ＊60歳代以上の相談者の割合（R1n） 相談件数：3,961件 割合：32.2% ・新たな商品・サービス・販売方法により消費者トラブルが複雑化・多様化しており、巧妙で悪質な手口による被害の相談も寄せられていることから、事業者指導の強化が必要。
今後	<ul style="list-style-type: none"> ・悪質な手口や急増の兆しがある高齢者からの相談については、消費者啓発につなげ、周知を図ることにより消費者被害の未然防止・拡大防止を図る。 ・県消費生活センターや県警察、九州経済産業局等関係機関と連携を図り、事業者指導を強化する。

● 食の安全確保、衛生的な生活環境の向上

食品安全の確保

進捗	<ul style="list-style-type: none"> ・食品の安全性確保に関する事業として、食品関係営業施設への監視指導や食品の抜き取り検査（収去検査）を実施。 <ul style="list-style-type: none"> * 食品関係営業施設の監視指導 食品衛生法の許可を要する施設及び食品衛生法の許可を要しない施設（福岡県食品取扱条例の許可を要する施設を含む。）に対する監視件数 H30n：福岡市内食品関係営業施設 48,100 施設に対し、延べ 61,071 件 → R1n：福岡市内食品関係営業施設 48,589 施設に対し、延べ 54,618 件 * 食品の抜き取り検査（収去検査） H30n：収去検体数 3,384 → R1n：収去検体数 3,246
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・食品衛生法改正により、全ての食品等事業者に「HACCP に沿った衛生管理」が制度化（義務化）される（経過措置期限：R3.5.31）。市内の食品等事業者に対して、制度の経過措置期限内に HACCP に沿った衛生管理を円滑かつ適切に導入させる必要がある。
今後	<ul style="list-style-type: none"> ・飲食店等の小規模事業者を対象とした HACCP 講習会の開催、食品製造工場への施設入り等による導入指導を実施するとともに、食品衛生監視員の HACCP に関する知識及び技術の向上を図る。

食品安全・安心の確保に関する市民啓発

進捗	<ul style="list-style-type: none"> ・市民への食品衛生に関する正しい知識の啓発を目的として、市民向け講習会等のリスクコミュニケーション事業を実施。また、市民向け生活衛生情報誌「暮らし上手のヒント」を発行し、生活に役立つ様々な情報を複数の媒体を用いて提供。 <ul style="list-style-type: none"> * 食の安全安心の確保に関する市民向け講習会の実施 H30n：実施回数 257 回 → R1n：実施回数 201 回 * 市民向け生活衛生情報誌「暮らし上手のヒント」の発行 発行媒体数 3 媒体（フリーペーパー、WEB、冊子） ・近年発生した食中毒事件が若年層に集中していたため、若年層に対する啓発事業の一つとして、学内 LAN 等を用いた食中毒に関するメール配信等を実施。 <ul style="list-style-type: none"> * カンピロバクター食中毒に関するリスク周知（学生向け） H30n：対象学校数 市内大学等 92 校 → R1n：対象学校数 市内大学等 99 校
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・食の安全・安心の確保に関する知識と理解を深めるため、SNS やホームページ、リーフレットなどを用いて市民に情報提供しているが、加熱不十分な食肉類を原因とする食中毒事件は依然として多発していることから、食中毒リスクに関する正しい知識の啓発を行う必要がある。
今後	<ul style="list-style-type: none"> ・食品衛生に関する正しい知識を、リスクコミュニケーション事業や食品衛生月間などの様々な機会を捉えて積極的に発信する。

セアカゴケグモの駆除と注意喚起	
進捗	<ul style="list-style-type: none"> セアカゴケグモ等の定期的な調査 R1n : 653 件, 駆除 410 件, 14,565 匹 市内一斉調査・駆除 (R1.11) の実施, 講習会の開催 (1回), 駆除方法パンフレットの配布及びホームページ等による注意喚起を実施。
課題	<ul style="list-style-type: none"> H19.10 に東区で福岡市初のセアカゴケグモを発見。繁殖力や駆除の困難性から根絶は難しい。 *R1n 駆除匹数 (発見・通報に伴う駆除も含む) 東区 13,584 匹, 博多区 1,103 匹, 中央区 472 匹, 南区 4 匹, 城南区 21 匹, 早良区 167 匹, 西区 575 匹, 市外の市管理地 237 匹, 計 16,163 匹
今後	<ul style="list-style-type: none"> セアカゴケグモ対策として, 講習会等の市民啓発, 定期的な調査・駆除, 咬傷事故発生に備えた情報伝達体制を維持・継続。

●大気環境などの保全

大気環境についての市民周知・対応	
進捗	<ul style="list-style-type: none"> PM2.5 などの大気の状況を常時監視し, その結果をホームページ等で速やかに公開するとともに, 市民の生活や健康への影響を未然に防止するため, 福岡市独自の黄砂情報 (H23n～) 及び PM2.5 予測情報 (H24n～) を防災メールや PM2.5 ダイヤルなど様々な媒体を用いて提供。PM2.5 濃度の年平均値は測定を開始した H23n 以降, 減少傾向。 * 黄砂情報提供回数 R1n : 17 回 * PM2.5 予測情報提供回数 R1n : 1 回 PM2.5 に関する理解度や情報提供のあり方等について検討するための基礎データを収集するため, R1.10～11月に市民アンケート調査を実施。 PM2.5 に対する正しい知識の普及・啓発のため, 出前講座や環境フェスティバルにおけるパネルの展示等を実施。 花粉 (スギ・ヒノキ) の飛散期間において, 花粉症等のアレルギーを持つ市民を対象に, 市ホームページにて花粉飛散の予測情報の提供を実施。
課題	<ul style="list-style-type: none"> PM2.5 に不安を感じている市民の割合は依然として高く, 市民の不安を解消するため, PM2.5 に関する正しい情報の提供が必要。 大気汚染物質の発生源の解明等を含めた抜本的対策の推進が必要。
今後	<ul style="list-style-type: none"> 黄砂及び PM2.5 に関する予測情報を, 引き続き迅速に, よりわかりやすく提供する。 ホームページやパンフレット等に加え, 出前講座やパネル展示等を通し, PM2.5 濃度が減少傾向にあるなど, 黄砂や PM2.5 に関する正しい知識の普及・啓発を図る。 広域的な予測システムの高度化や国際対応を含む越境大気汚染対策の推進などの事項について, 様々な機会を捉え, 国へ要望していく。

